

宮崎労働局発表
令和6年5月29日

【照会先】
宮崎労働局労働基準部健康安全課
課長 松澤 良
産業安全専門官 地福 竹志
(電話番号)0985(38)8835

令和5年の宮崎県内における労働災害発生状況について

～高年齢労働者、外国人労働者の労働災害が大幅増加～

宮崎労働局（局長 ^{さかね}坂根 ^{のぼる}登）では、令和5年の県内の労働災害発生状況を取りまとめましたので、本日公表します。

令和5年1月から12月までの新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた死亡者数は 13人 で前年より4人減少した。

業種別では、第3次産業が5人で最多、林業と製造業でそれぞれ3人、建設業と畜産業でそれぞれ1人。

新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた休業4日以上（死亡災害を含む）の死傷者数は 1,508人 で、前年より107人減少した。

○ 事故の型別では「転倒」による死傷者数が423人で最も多く、全体の28.1%を占めている。【別添2】2.(2)

○ 60歳以上の死傷者数が 過去最多の539人（全体の35.7%）となった。

【別添2】4.(2)

○ 外国人労働者の死傷者数が 過去最多の40人 となった。【別添2】5.(1)

○ 在留資格別では、技能実習が22人で最も多く全体の55.50%を占めている。

【別添2】5.(1)

○ 国籍別では、ベトナムが20人で最も多く全体の50.0%を占めている。

【別添2】5.(1)

【令和5年の宮崎県内の労働災害発生状況の概要】

(新型コロナウイルス感染症へのり患を除く)

1 死亡災害発生状況

- 令和5年の労働災害による死亡者数は13人で、前年より4人減少。
- 業種別では第3次産業で5人(商業2人、金融業1人、産業廃棄物処理業1人、警備業1人)、林業と製造業でそれぞれ3人、建設業と畜産業でそれぞれ1人。
- 年齢別では「60歳以上」が5人で全体の38.5%を占める。

【発生状況の概要】

(1) 業種別の死亡災害発生状況(【別添2】1.(1))

第三次産業5人

(内訳:商業2人、金融業1人、産業廃棄物処理業1人、警備業1人)

林業3人、製造業3人、建設業1人、畜産業1人

(2) 事故の型別の死亡災害発生状況(【別添2】1.(2))

「墜落、転落」5人(38.4%)、「交通事故」3人(23.1%)、

「はさまれ、巻き込まれ」2人(15.4%)、「飛来・落下」1人(7.7%)、

「激突され」1人(7.7%)、「崩壊・倒壊」1人(7.7%)

(3) 年齢別の死亡災害発生状況(【別添2】1.(4))

「20歳代」1人(7.7%)、「30歳代」0人、「40歳代」3人(23.0%)

「50歳代」4人(30.8%)、「60歳」4人(30.8%)、「70歳

代以上」1人(7.7%)

2 死傷災害(死亡・休業4日以上)発生状況

- 令和5年の死傷者数は1,508人で、前年より107人減少。
- 業種別では第三次産業が698人で最多(全体の46.3%)。
- 事故の型別で最も多かったのは「転倒」の423人(全体の28.1%)。
- 60歳以上の高年齢労働者による災害が539人で全体の35.7%を占める。
- 外国人労働者の被災者数は40人で、前年より18人増加。
- 在留資格別では「技能実習」が22人で最多(全体の55.0%)。
- 国籍別ではベトナムが20人で最多(全体の50.0%)。

【発生状況の概要】

(1) 業種別の死傷災害発生状況(【別添2】2.(1))

第三次産業(商業、保健衛生業等)698人(46.3%)、製造業306人

(20.3%)、建設業193人(12.8%)、運輸交通業135人(9.0%)、

林業67人(4.4%)など。

(2) 事故の型別の死傷災害発生状況(【別添2】2.(2))

「転倒」423人(28.1%)、「墜落・転落」256人(17.0%)、「動

作の反動、無理な動作」225人(14.9%)、「はさまれ・巻き込まれ」

134人(8.9%)、「切れ・こすれ」110人(7.3%)など。

(3) 年齢別の死傷災害発生状況(【別添2】2.(6))

「30歳未満」192人(12.7%)、「30歳代」189人(12.5%)、「40歳代」

263人(17.5%)、「50歳代」325人(21.6%)、「60歳以上」539人(35.7%)

(4) 外国人労働者の在留資格別被災者数(【別添2】5.(1))

「技能実習」22人(55.0%)、「特定技能」9人(22.5%)、特定活動

3人(7.5%)など。

(5) 外国人労働者の国籍別被災者数(【別添2】5.(1))

ベトナム20人(50.0%)、インドネシアなど。

【今後の労働災害防止対策について】

以上の災害発生状況を踏まえ、宮崎労働局では労働災害を減少させるために国や事業者、労働者等が重点的に取り組む事項を定めた「宮崎労働局第14次労働災害防止推進計画」(以下「宮崎労働局14次防」という。)(令和5年度～令和9年度)に基づく労働災害防止対策を進めることとしております。

この計画の目標として、大きく2つ掲げております。

一つ目が、死亡者数を2022年(令和4年の17件)と比較して2027年(令和9年)までに30%(5人)以上減少させること。

二つ目が、死傷者数(休業4日以上)の増加傾向に歯止めをかけ、2027年(令和9年)までに減少に転ずること。

としております。

また、業種別の目標として、令和9年までに令和4年比で

- 「林業において死亡災害を40%以上」
- 「建設業において25%以上」
- 「陸上貨物運送事業の死傷者数を5%以上」
- 「製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を5%以上」

減少させること等を目標にしています。

計画2年目となる令和6年度においても、目標の達成に向け、労働者の作業行動に起因する労働災害対策、高年齢労働者、多様な働き方から生ずる労働災害防止対策、業種別の対策、労働者の健康確保対策、化学物質等による健康障害防止対策などに取り組んでいきます。

特に、近年、増加傾向にある高年齢労働者の労働災害を減少させるため、エイジフレンドリーガイドラインに基づく職場環境の改善やエイジフレンドリー補助金の活用について広く周知を図ることとしています(【別添7】エイジフレンドリー補助金リーフレット(参照))。

また、外国人労働者の災害防止については、「外国人労働者向け安全衛生対策視聴覚教材(「職場の安全サイト」内)を活用した母国語による安全衛生教育の推進を図ることとしています。

更に、今年で97回目を迎える全国安全週間(準備期間6月1日～6月30日、本週間7月1日～7月7日)においても、

- ・安全衛生活動の推進
- ・林業、建設業、製造業、陸上貨物運送業、第三次産業における労働災害防止対策
- ・高年齢労働者に対する労働災害防止対策
- ・熱中症予防対策(STOP!熱中症クールワークキャンペーン)

などを重点として、県内の事業場、関係業界団体等に対し、労働災害防止対策への積極的な取組を呼びかけることにしております。

(【別添6】令和6年度全国安全週間(宮崎労働局版)ポスター(参照))

(添付資料)

- 【別添1】令和5年県内労働災害発生状況(概要)
- 【別添2】令和5年県内労働災害発生状況分析結果
- 【別添3】業種別・署別災害発生状況(休業4日以上)
- 【別添4】令和5年死亡災害発生状況一覧表
- 【別添5】宮崎労働局第14次労働災害防止推進計画の概要
- 【別添6】令和6年度全国安全週間(宮崎労働局版)ポスター
- 【別添7】エイジフレンドリー補助金リーフレット

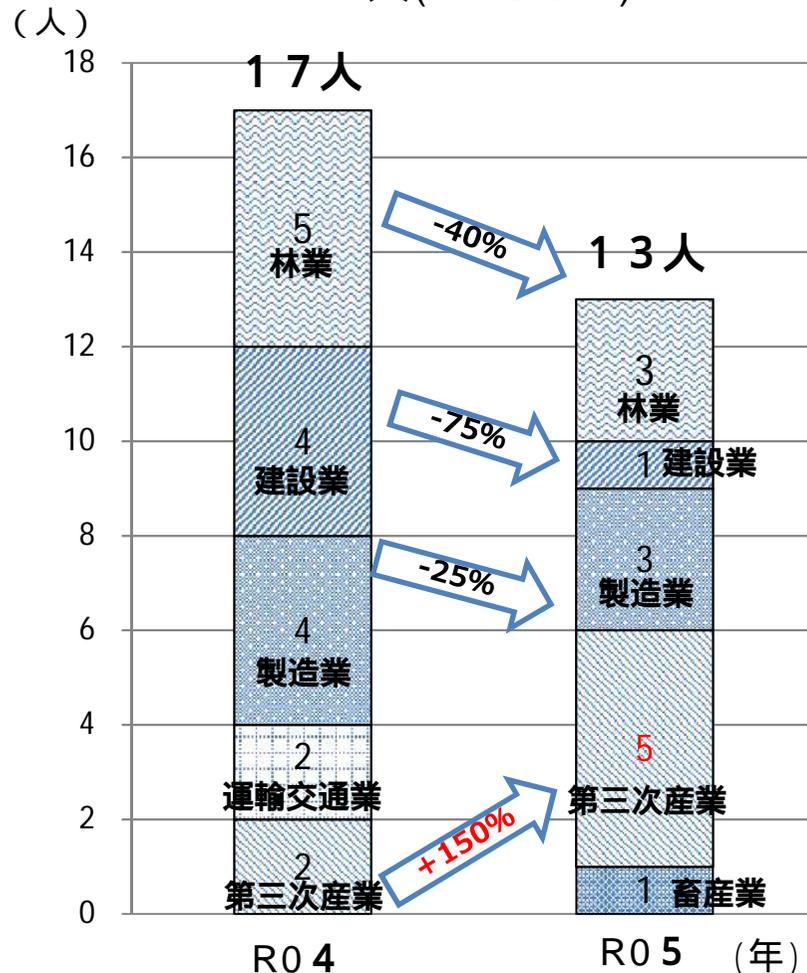
令和5年県内労働災害発生状況（概要）

【別添1】

令和5年1月1日から令和5年12月31日までに発生した災害について、令和6年4月8日までの報告を集計したもの
 （新型コロナウイルス感染症り患を除く）

死亡災害

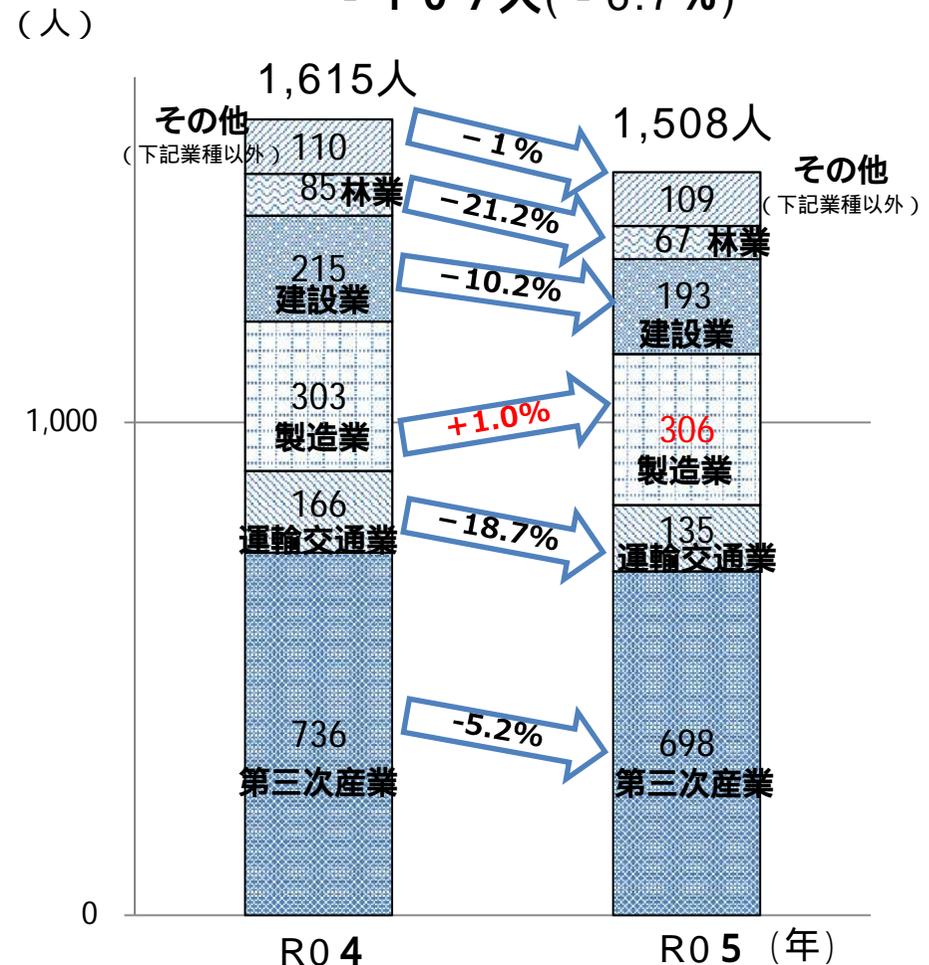
- 4人 (- 23.5%)



出典：死亡災害報告

休業4日以上之死傷災害

- 107人 (- 6.7%)



出典：労働者死傷病報告

【別添1】

令和 5 年 県内労働災害発生状況分析結果

1 . 死亡災害発生状況について

- (1) 死亡災害発生状況の推移 1
- (2) 事故の型別 死亡災害発生状況 2
- (3) 起因物別 死亡災害発生状況 2
- (4) 年齢別 死亡災害発生状況 2

2 . 死傷災害（死亡・休業 4 日以上）発生状況について

- (1) 死傷災害発生状況の推移 3
- (2) 事故の型別 死傷災害発生状況 4
- (3) 傷病性質別 死傷災害発生状況 4
- (4) 起因物別 死傷災害発生状況 5
- (5) 経験期間別 死傷災害発生状況 5
- (6) 年齢層別 死傷災害発生状況 6
- (7) 休業見込期間別 労働災害発生状況 6
- (8) 事故発生回数別 死傷災害発生状況 9
- (9) 男女別 死傷災害発生状況 9

3 . 業種別の労働災害の特徴について

- (1) 建設業の労働災害発生状況 8
- (2) 林業の労働災害発生状況 8
- (3) 製造業の労働災害発生状況 8
- (4) 運輸交通業の労働災害発生状況 8
- (5) 第三次産業の労働災害発生状況 10

4 . 最近の労働災害の特徴について

- (1) 行動災害の増加 11
- (2) 高年齢労働者の労働災害の増加 13

5 . 外国人労働者の災害発生状況

- (1) 外国人労働者の労働災害発生状況の推移 14

令和5年県内労働災害発生状況分析結果

1. 死亡災害発生状況について（新型コロナウイルス感染症への罹患を除く）

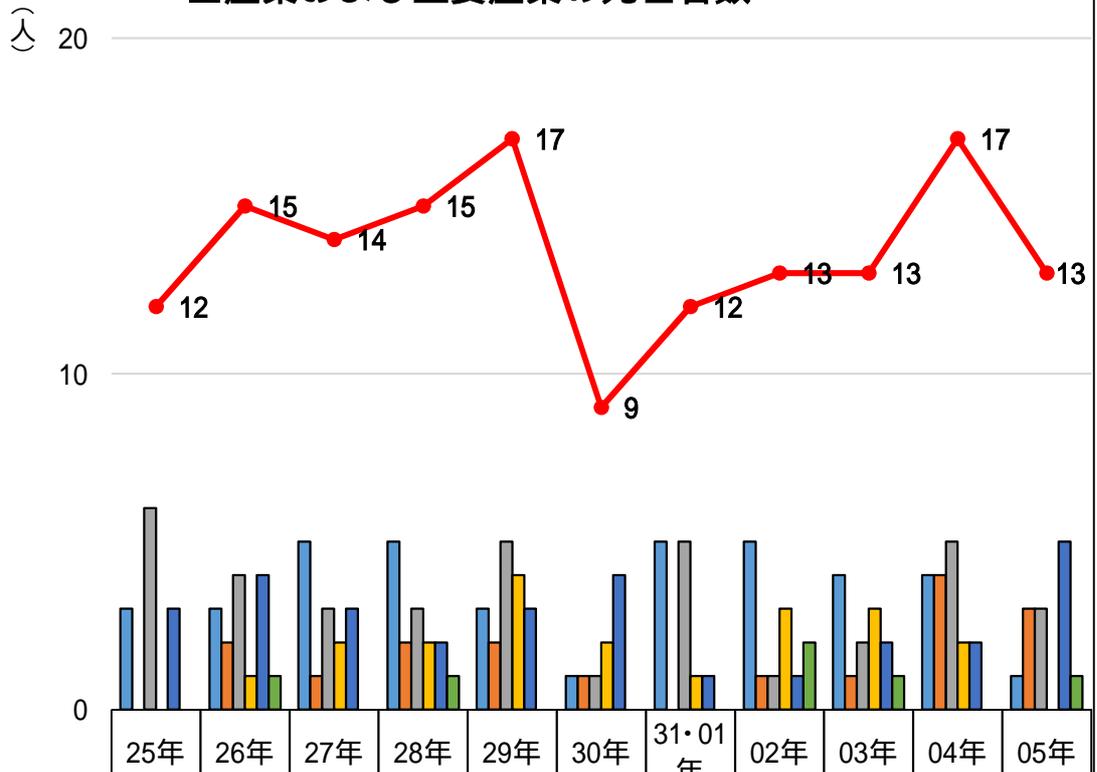
（1）死亡災害発生状況の推移

令和5年の労働災害による死亡者数は13人で、前年より4人減少。

業種別では、第3次産業5人（商業2人、金融業1人、産業廃棄物処理業1人、警備業1人）、製造業と林業でそれぞれ3人、建設業と畜産業でそれぞれ1人となっている。

前年との比較では、建設業が3人減少し、林業と運輸交通業でそれぞれ2人減少、製造業で1人減少した。

全産業および主要産業の死亡者数



建設業	3	3	5	5	3	1	5	5	4	4	1
製造業	0	2	1	2	2	1	0	1	1	4	3
林業	6	4	3	3	5	1	5	1	2	5	3
運輸交通業	0	1	2	2	4	2	1	3	3	2	0
第三次産業	3	4	3	2	3	4	1	1	2	2	5
上記以外の業種	0	1	0	1	0	0	0	2	1	0	1
全産業	12	15	14	15	17	9	12	13	13	17	13

(2) 事故の型別 死亡災害発生状況 (令和5年)

令和5年に発生した死亡災害のうち、「墜落・転落」によるものが5人(38.4%)で最も多く、次いで「交通事故」3人(23.1%)、「はさまれ、巻き込まれ」2人(15.4%)と続く。



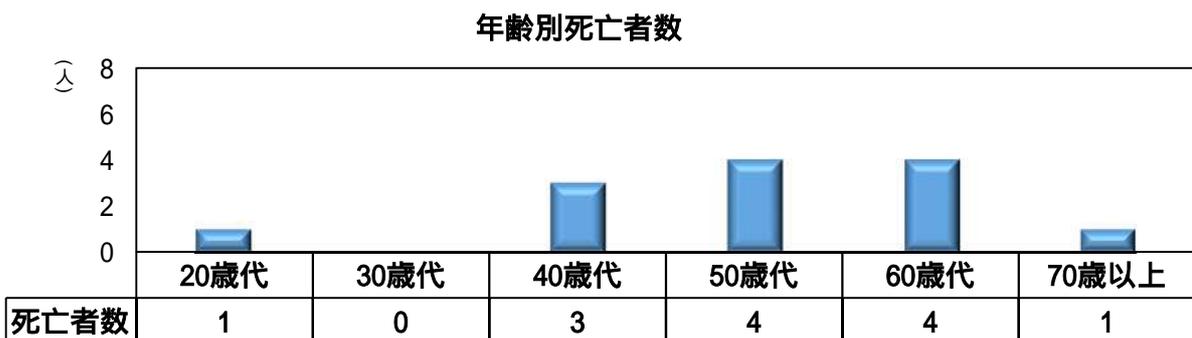
(3) 起因物別 死亡災害発生状況 (令和5年)

起因物(災害をもたらす原因となった機械、設備、環境等)別では、バイク・乗用車等の「乗物」が4人(30.8%)で最も多く、次いで「車両系木材伐出機械」2人(15.4%)、立木や地山、岩石等の「環境等」2人(15.4%)と続く。



(4) 年齢別 死亡災害発生状況 (令和5年)

年齢別では「60歳以上」が5人で、全体の38.5%を占める。



2. 死傷災害（死亡・休業4日以上）発生状況について

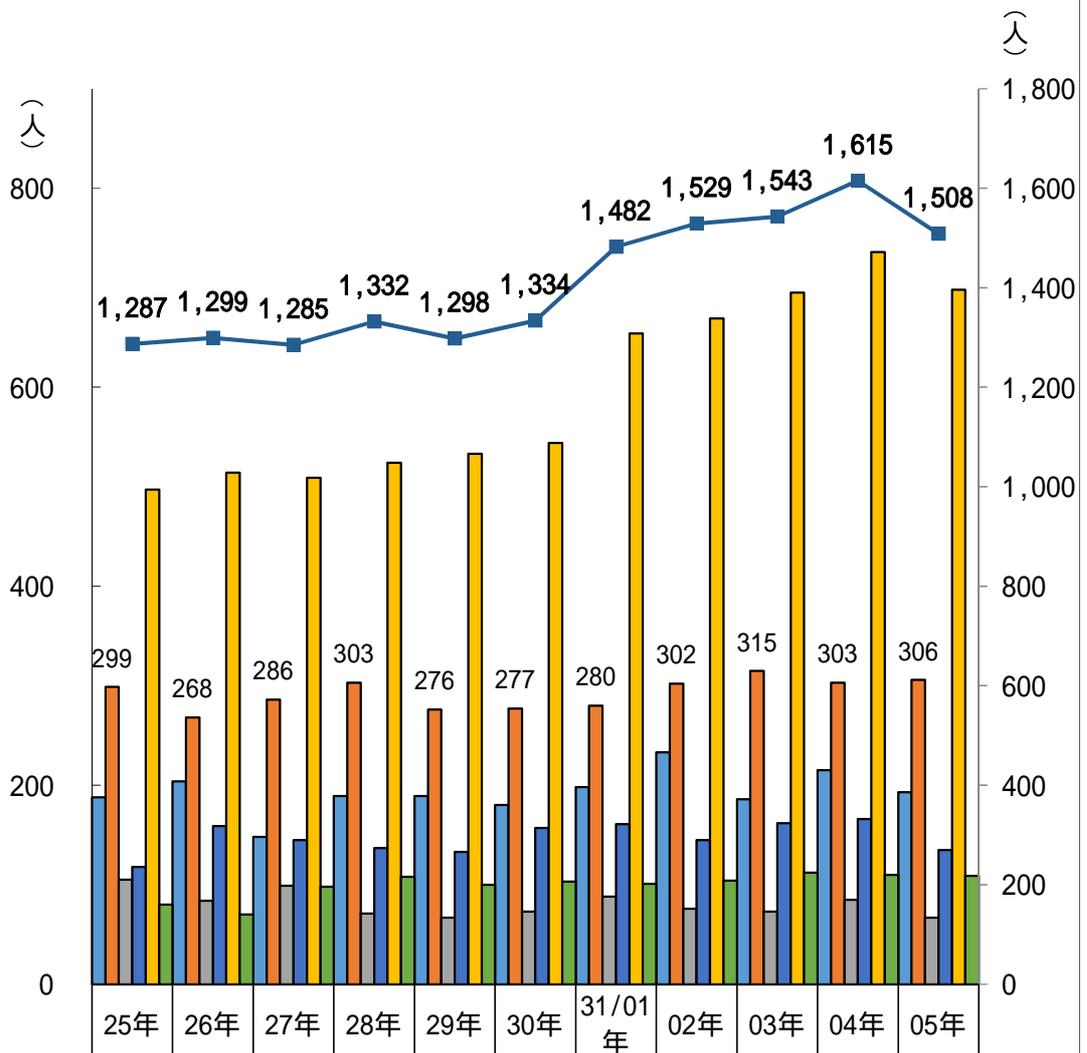
(1) 死傷災害発生状況の推移

死傷者数は1,508人で、前年の1,615人から107人(6.7%)減少した。

業種別では第三次産業が698人(全体の46.3%)で最多。次いで製造業306人(20.3%)、建設業193人(12.8%)、運輸交通業135人(9.0%)、林業67人(4.4%)と続く。

建設業、林業、運輸交通業、第三次産業においては前年より減少、製造業については、微増(3人増)となっている。

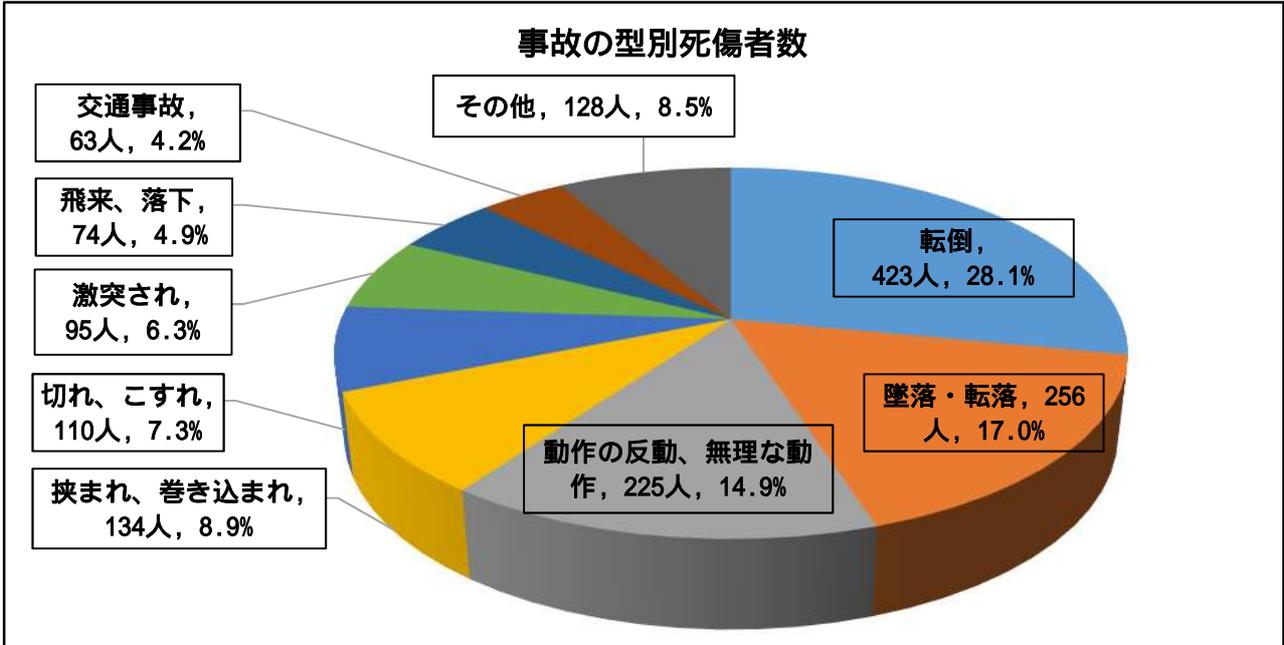
主要産業別死傷者数（休業4日以上）



建設業	188	204	148	189	189	180	198	233	186	215	193
製造業	299	268	286	303	276	277	280	302	315	303	306
林業	105	84	99	71	67	73	88	76	73	85	67
運輸交通業	118	159	145	137	133	157	161	145	162	166	135
第三次産業	497	514	509	524	533	544	654	669	695	736	698
上記以外の業種	80	70	98	108	100	103	101	104	112	110	109
全産業	1,287	1,299	1,285	1,332	1,298	1,334	1,482	1,529	1,543	1,615	1,508

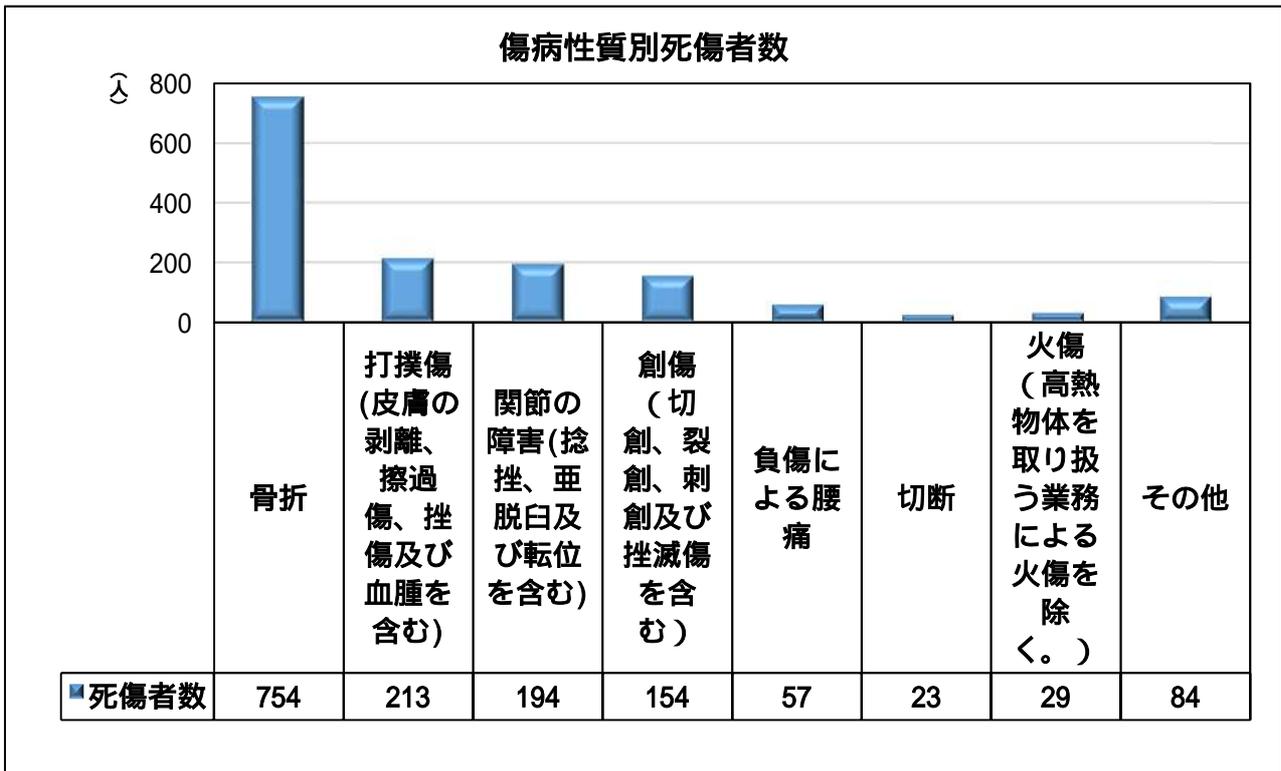
(2) 事故の型別 死傷災害発生状況 (令和 5 年)

事故の型別は、「転倒」が 423 人(28.1%)で最も多く、次いで「墜落、転落」256 人(17.0%)、「動作の反動、無理な動作」225 人(14.9%)、「はさまれ、巻き込まれ」134 人(8.9%)、「切れ、こすれ」110 人(7.3%)、「激突され」95 人(6.3%)の順となっている。



(3) 傷病性質別 死傷災害発生状況 (令和 5 年)

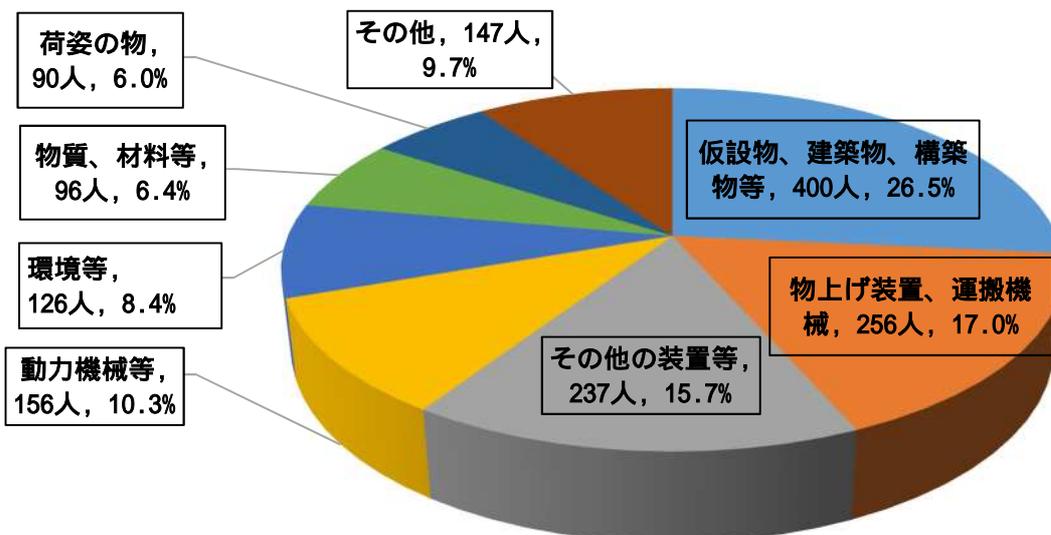
傷病名別では「骨折」が 754 人で最も多く、全体の半数を占めている。



(4) 起因物別 死傷災害発生状況 (令和5年)

起因物(災害をもたらす原因となった機械・設備・環境等)では、通路や作業床、歩み板等の「仮設物、建築物、構築物」が400人(26.5%)で最も多く、次いでクレーン、トラック等の「物上げ装置、運搬機械」が256人(17.0%)、人力機械工具や用具等の「その他の装置」が237人(15.7%)、加工用機械や建設機械等の「動力機械等」156人(10.3%)、「環境等」126人(8.4%)、「物質、材料」96人(6.4%)、「荷姿の物」90人(6.0%)の順となっている。

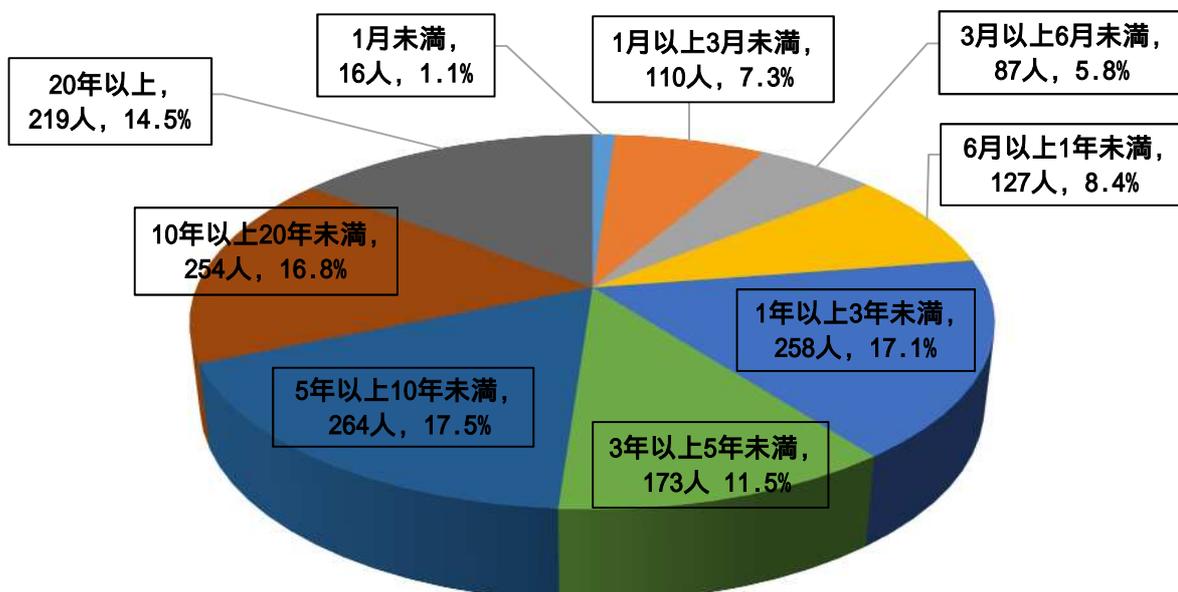
起因物別死傷者数



(5) 経験期間別 死傷災害発生状況 (令和5年)

経験期間5年以上の労働者による災害が全体のほぼ半数(48.9%)を占めている。経験期間1年未満の労働者による災害は全体の23%となっている。

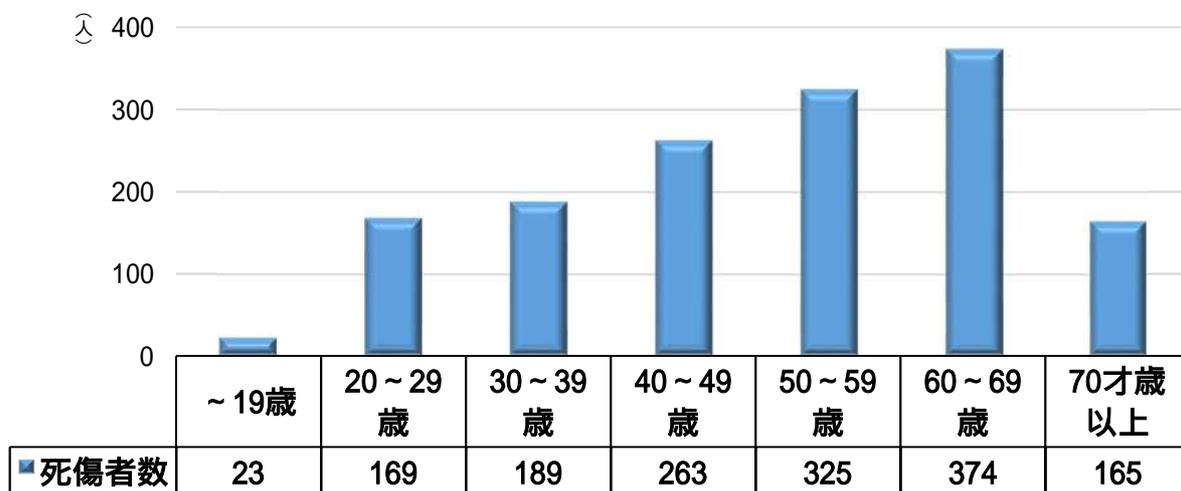
経験年数別死傷者数



(6) 年齢層別 死傷災害発生状況 (令和5年)

年齢層別では「60才以上」が539人で全体の35.7%を占めている。

年齢層別別死傷者数

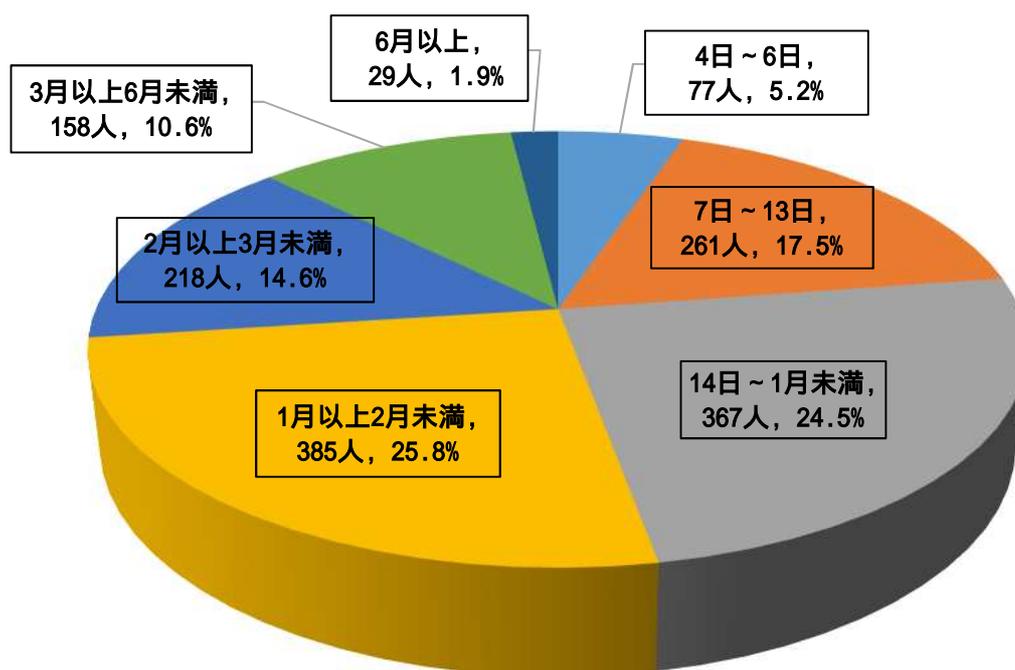


(7) 休業見込期間別 労働災害発生状況 (令和5年)

休業災害(死亡を除く休業4日以上)1,495人について、休業見込期間別に比較したところ、「1月以上2月未満」が385人(25.8%)で最も多い。

また、休業見込期間が1月以上の災害件数は790人で、全体の半数以上を占めている。

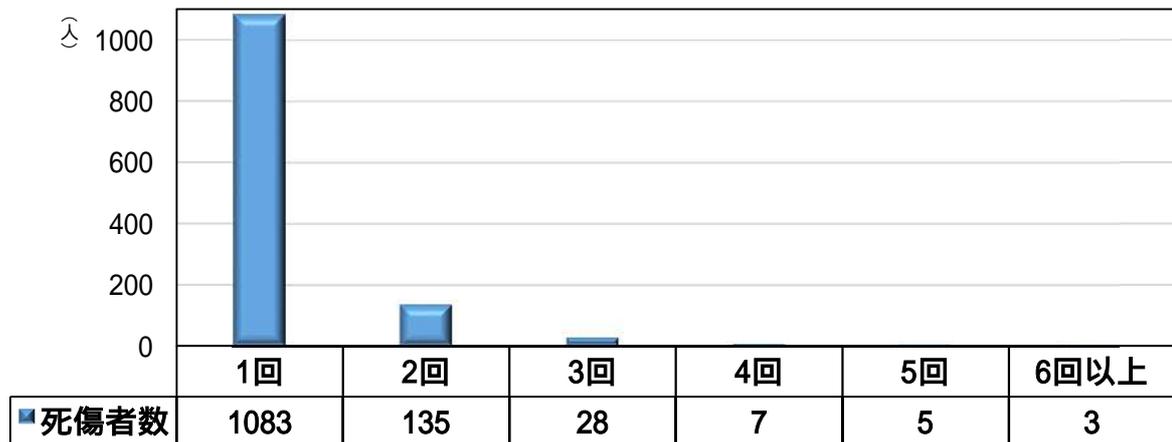
休業見込期間別死傷者数



(8) 事故発生回数別 死傷災害発生状況 (令和 5 年)

令和 5 年に県内で発生した死傷災害のうち、1 回発生 of 事業場は 1,083 事業場 (72%) で、2 回以上発生した事業場は 178 事業場であった。
死傷災害が最も多発した事業場では 1 年間に 6 回発生している。

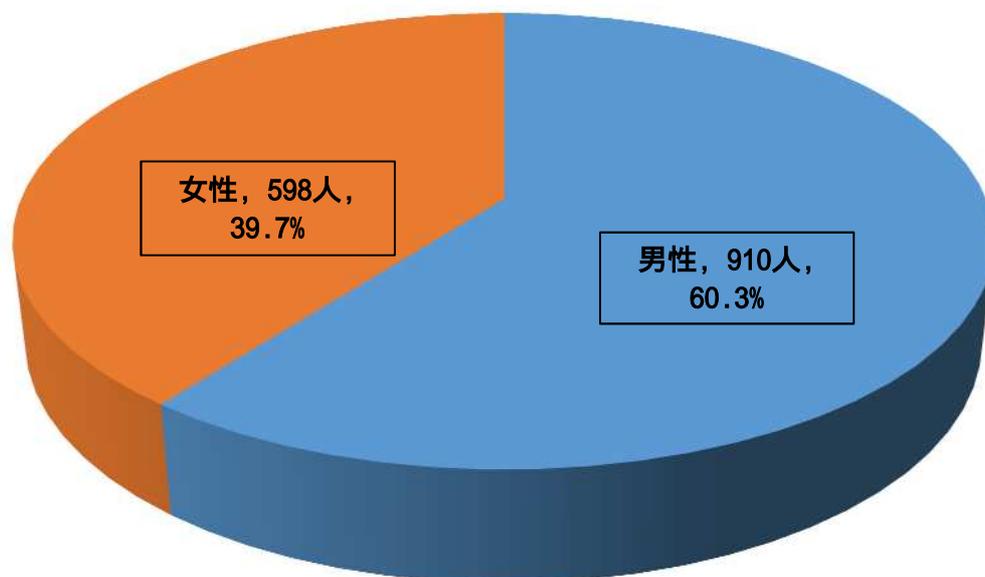
災害発生回数別事業場数



(9) 男女別 死傷災害発生状況 (令和 5 年)

男女別では、男性の死傷者数が全体の 60.3% を占めている。

男女別死傷者数



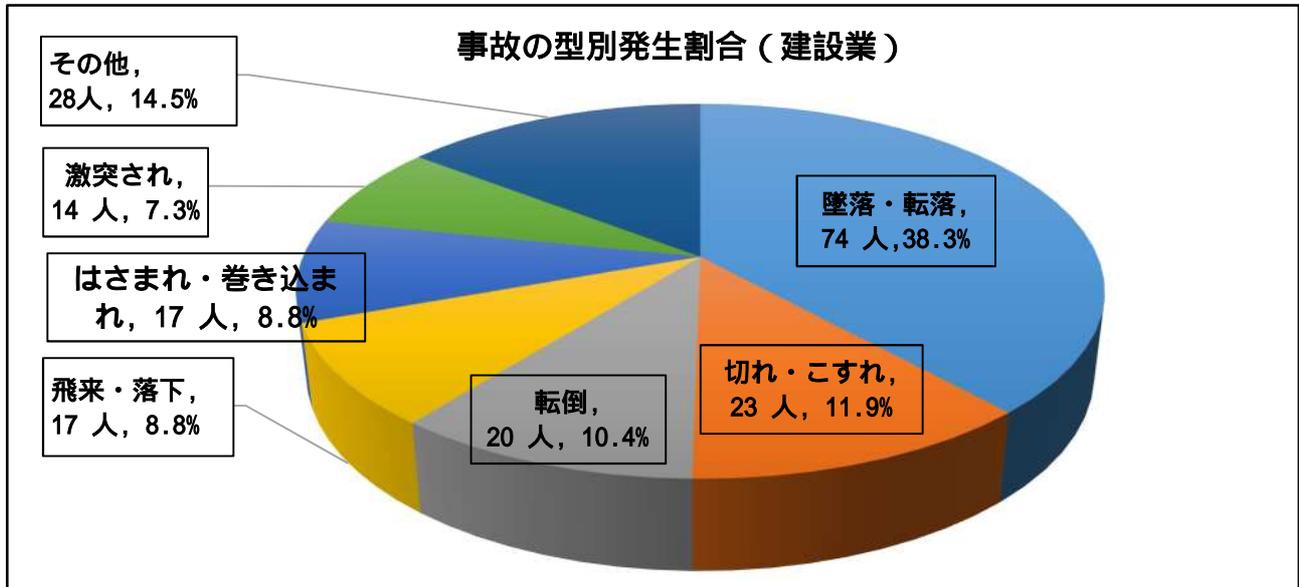
3 . 業種別の労働災害の特徴について

(1) 建設業の労働災害発生状況(令和 5 年)

死亡者数は 1 人で、前年比 3 人 (75%) 減少。

死傷者数は 193 人で、前年比で 22 人 (10.2%) 減少。

事故の型別では、「墜落・転落」が最も多く 38.3% を占めている。

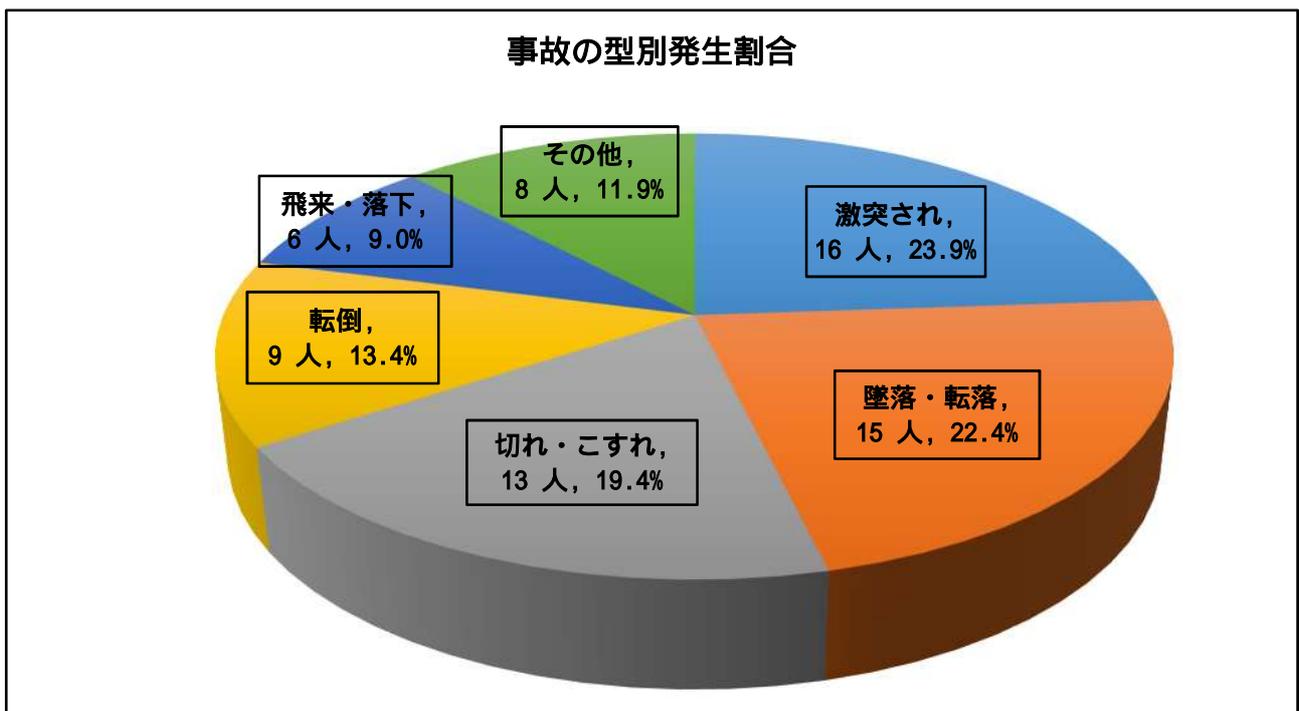


(2) 林業の労働災害発生状況 (令和 5 年)

死亡者数は 3 人で、前年比 2 人 (40%) 減少。

死傷者数は 67 人で、前年比で 18 人 (21.2%) 減少。

事故の型別では、「激突され」が最も多く、23.9% を占めている。



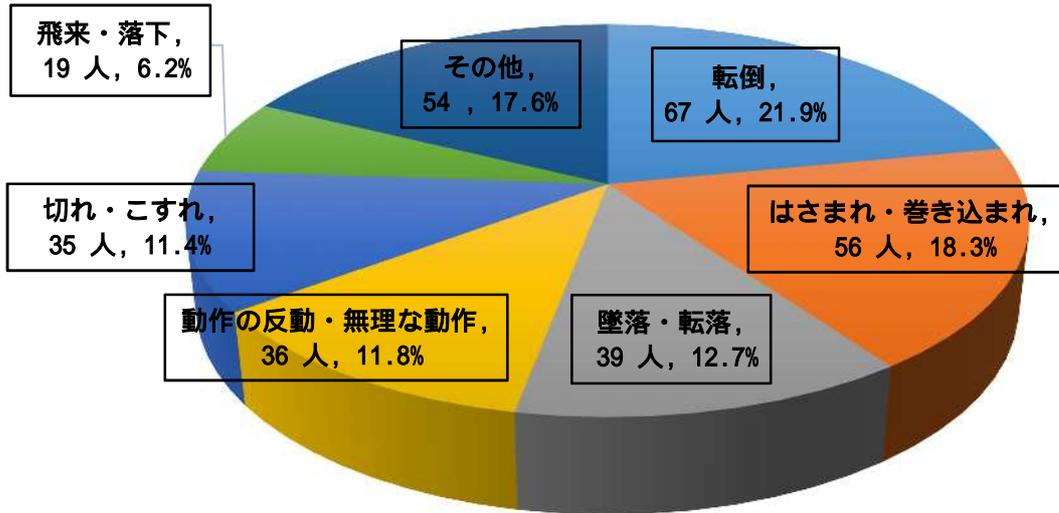
(3) 製造業の労働災害発生状況 (令和 5 年)

死亡者数は 3 人で、前年比 1 人 (25%) 減少。

死傷者数は、306 人で、前年比で 3 人 (1%) 増加。

事故の型別では、「転倒」が最も多く 21.9% を占めている。

事故の型別発生割合 (製造業)



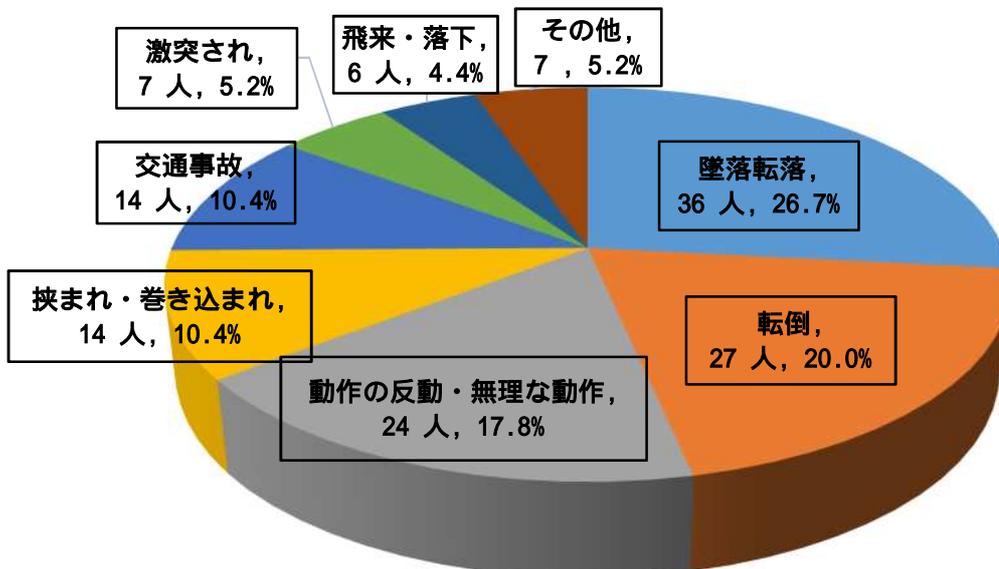
(4) 運輸交通業の労働災害発生状況 (令和 5 年)

死亡者数は 0 人で、前年比 2 人減少。

死傷者数は 135 人で、前年比で 31 人 (18.7%) 減少。

事故の型別では、「墜落・転落」が 26.7% を占めている。

事故の型別発生割合 (運輸・交通業)



(5) 第三次産業の労働災害発生状況（令和5年）

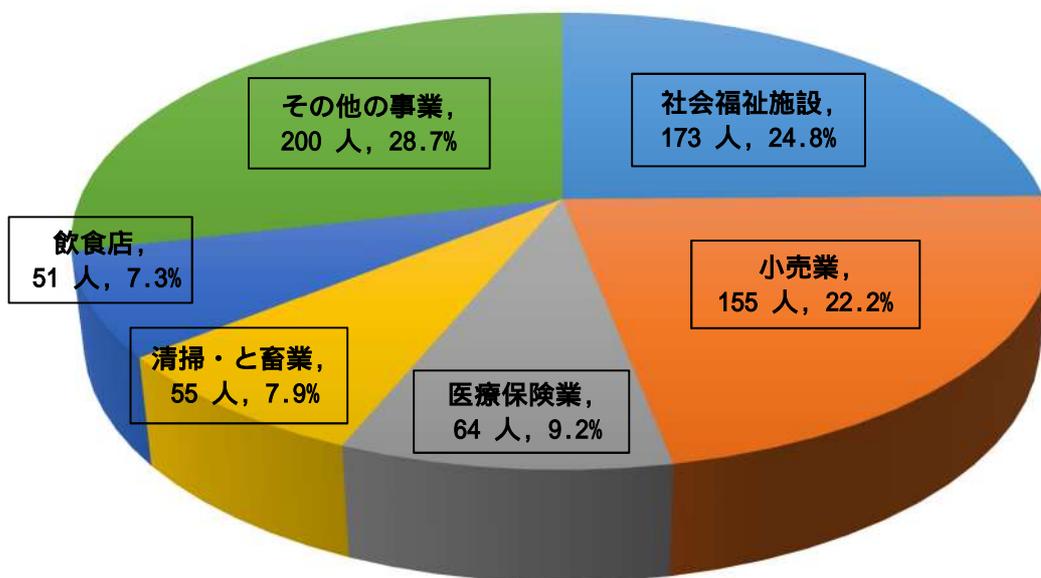
死亡者数は5人で、前年比3人の増加。

内訳は、商業2人、金融業1人、廃棄物処理業1人、警備業1人となっている。

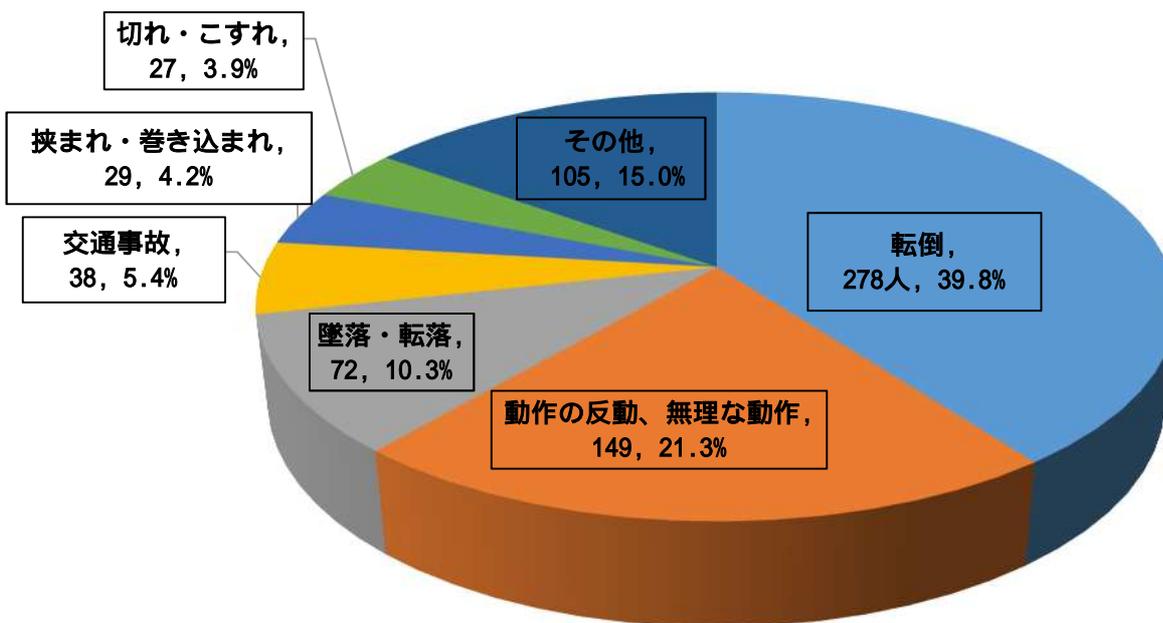
死傷者数は698人で、前年比で38人（5%）減少。

事故の型別では、「転倒」及び「動作の反動・無理な動作」等の労働者の作業行動に起因する労働災害が6割を超える。

業種別発生割合（第三次産業）



事故の型別発生割合（第三次産業）



4 . 最近の労働災害の特徴について

(1) 行動災害の増加

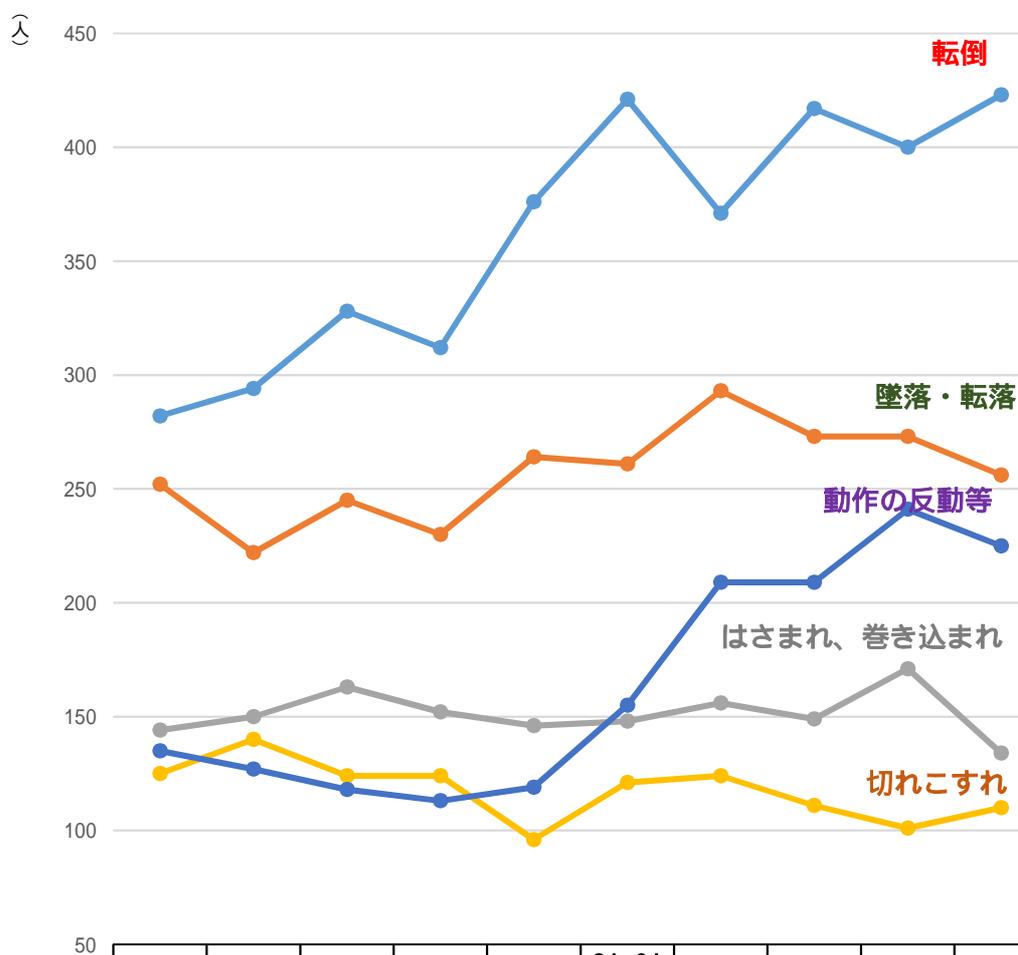
過去10年間に県内（全業種）で発生した死傷災害を事故の型別で分類した推移を見ると「転倒」が常に最多で、かつ増加傾向にあり、令和5年の発生数は423人で全体の28.1%を占める。

また、「転倒」による死傷者数は、令和2年に減少したものの、令和3年以降、年間400人以上で推移している。

「動作の反動、無理な動作」が平成30年以降増加傾向にある。

「墜落・転落」は、近年、減少傾向にある。

死傷災害発生件数の推移（平成26年～令和5年）



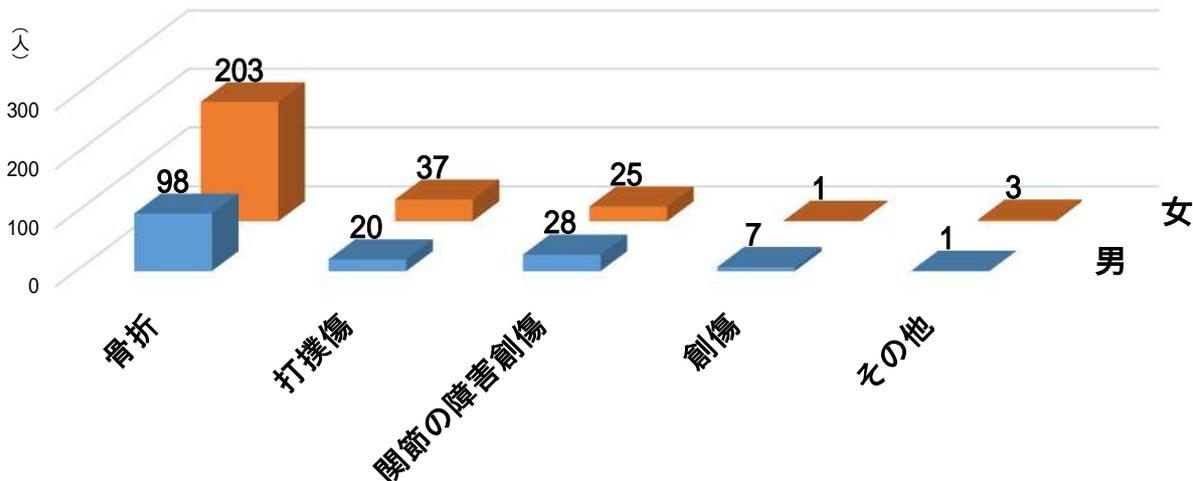
	26年	27年	28年	29年	30年	31・01年	02年	03年	04年	05年
● 転倒	282	294	328	312	376	421	371	417	400	423
● 墜落・転落	252	222	245	230	264	261	293	273	273	256
● はさまれ、巻き込まれ	144	150	163	152	146	148	156	149	171	134
● 切れこすれ	125	140	124	124	96	121	124	111	101	110
● 動作の反動等	135	127	118	113	119	155	209	209	241	225

(1) 行動災害の増加 (令和 5 年 転倒災害)

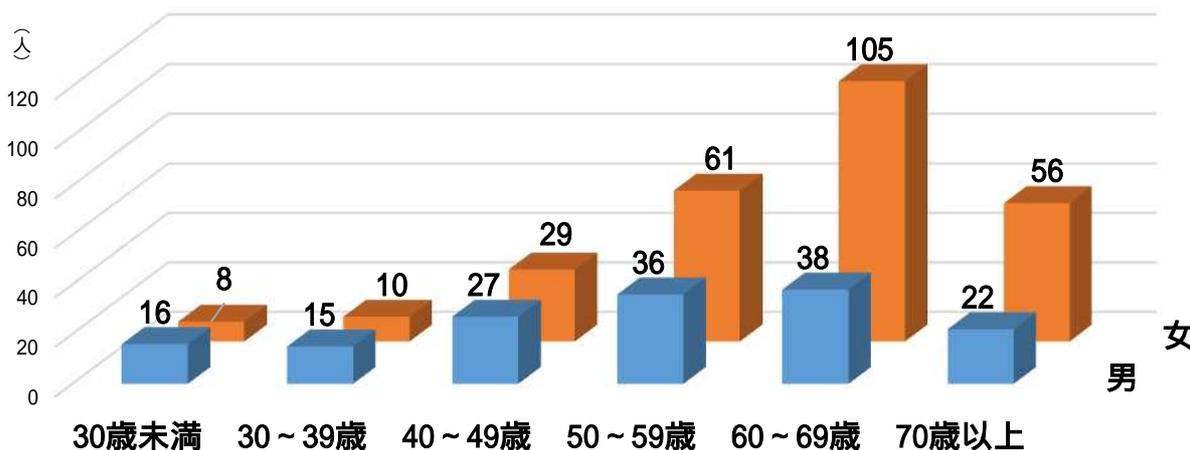
転倒災害による傷病性質は「骨折」が 301 人 (男 : 98 人、女 : 203 人) で最も多く、全体の 71.2% を占めている。

高年齢になるほど転倒災害が多く発生し、特に女性の高年齢労働者に多発している。60 歳以上の男性 (60 人) の場合は、30 歳未満労働者 (16 人) の 3.8 倍発生に対し、60 歳以上の女性 (161 人) は 30 歳未満労働者 (8 人) の 20.1 倍発生している。

傷病性質別発生件数 (転倒災害)



年齢別発生件数 (転倒災害)

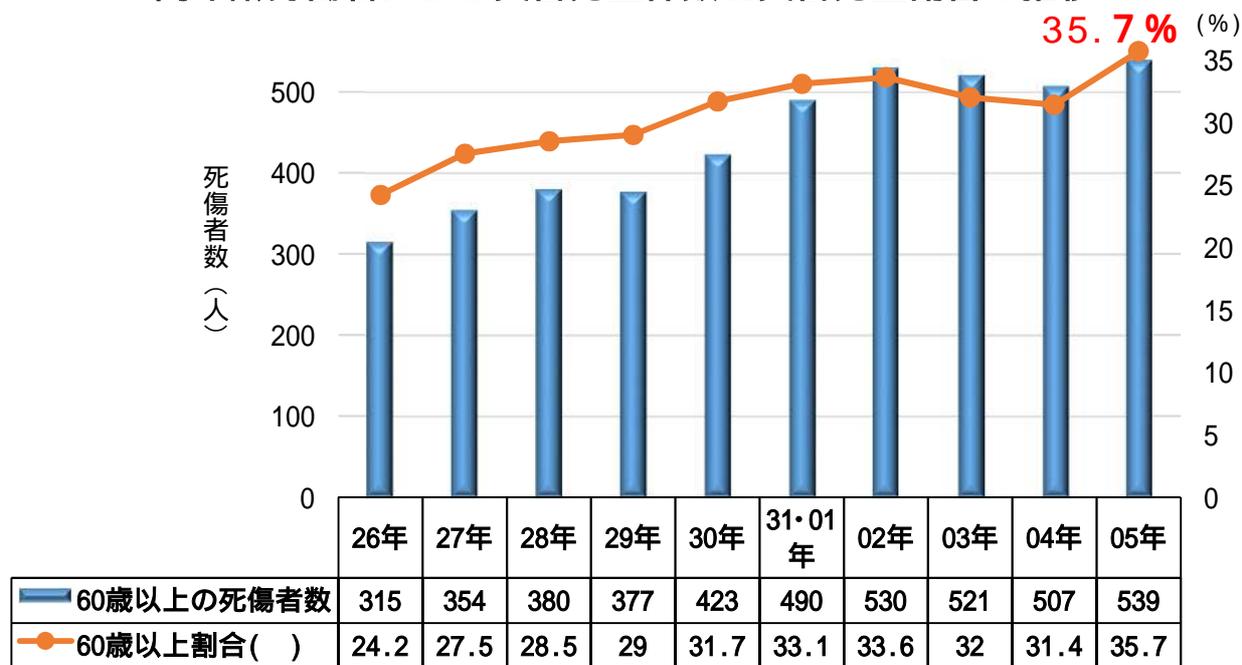


(2) 高齢労働者の労働災害の増加

死傷災害全体の中で高齢労働者（60歳以上）の死傷災害が占める割合は、平成30年以降、全死傷者数の3割を超え、高止まりが続いている。

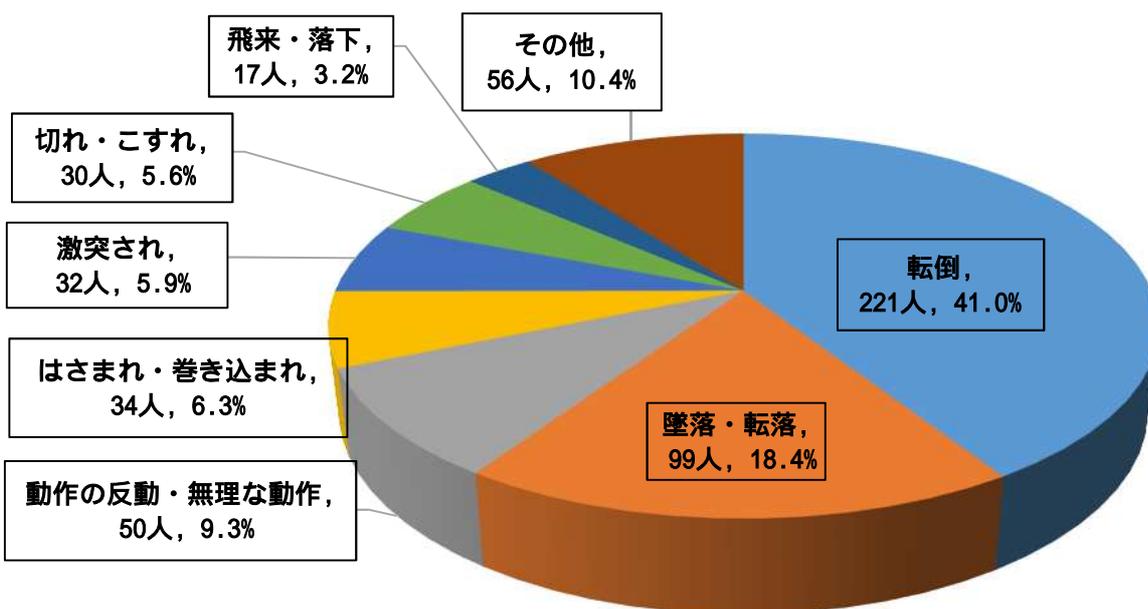
令和5年に発生した高齢労働者による死傷災害539人について、事故の型別に分類したところ、転倒が最も多く全体の41%を占めている。

高齢労働者による災害発生件数と災害発生割合の推移



() 災害全体の中で被災者が60歳以上の災害が占める割合(%)

事故の型別発生割合（令和5年 高齢者）



5 . 外国人労働者の災害発生状況

(1) 外国人労働者の労働災害発生状況の推移

平成 30 年以降に県内（全業種）で発生した外国人労働者の労働災害は増加傾向にあり、令和 5 年の死傷者数は、前年比 18 人（82%）の大幅増加となった。

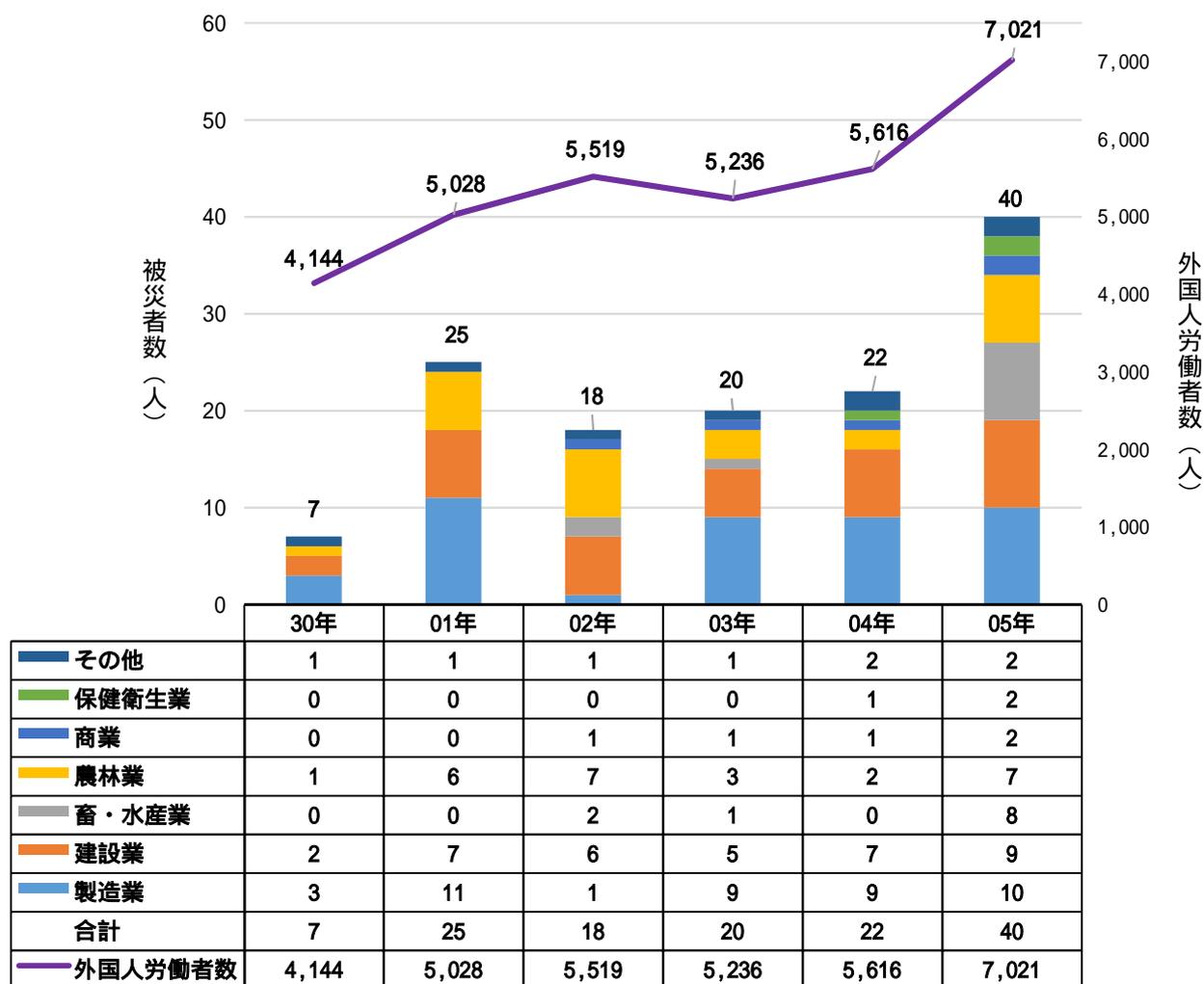
被災者を事故の型別で分類したところ、「はさまれ・巻き込まれ」が最も多く全体の 30%を占めている。

また、業種別では、製造業が 10 人（25.0%）で最も多く、次いで建設業 9 人（22.5%）畜・水産業 8 人（20.0%）の順となっている。

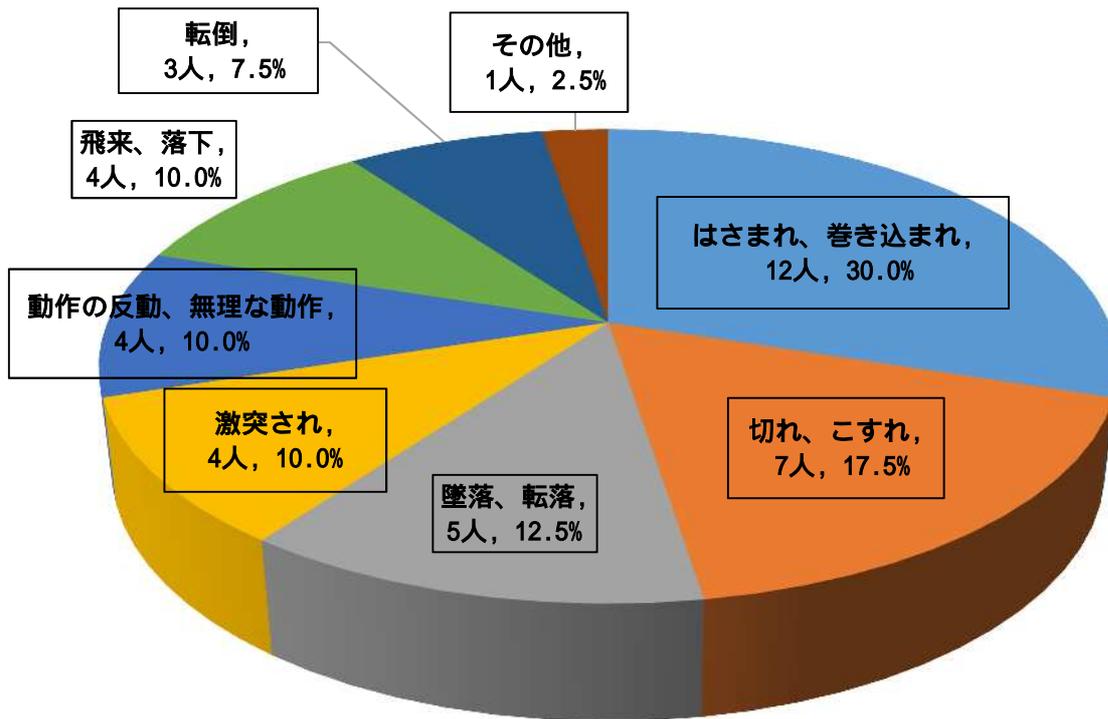
在留資格別では、技能実習が 22 人（55.0%）で最も多く、次いで特定技能 9 人（22.5%）、特定活動 3 人（7.5%）、の順となっている。

国籍別では、ベトナムが 20 人（50.0%）で最も多く、次いでインドネシア 7 人（17.5%）、フィリピン 5 人（12.5%）、ミャンマー 4 人（10.0%）の順となっている。

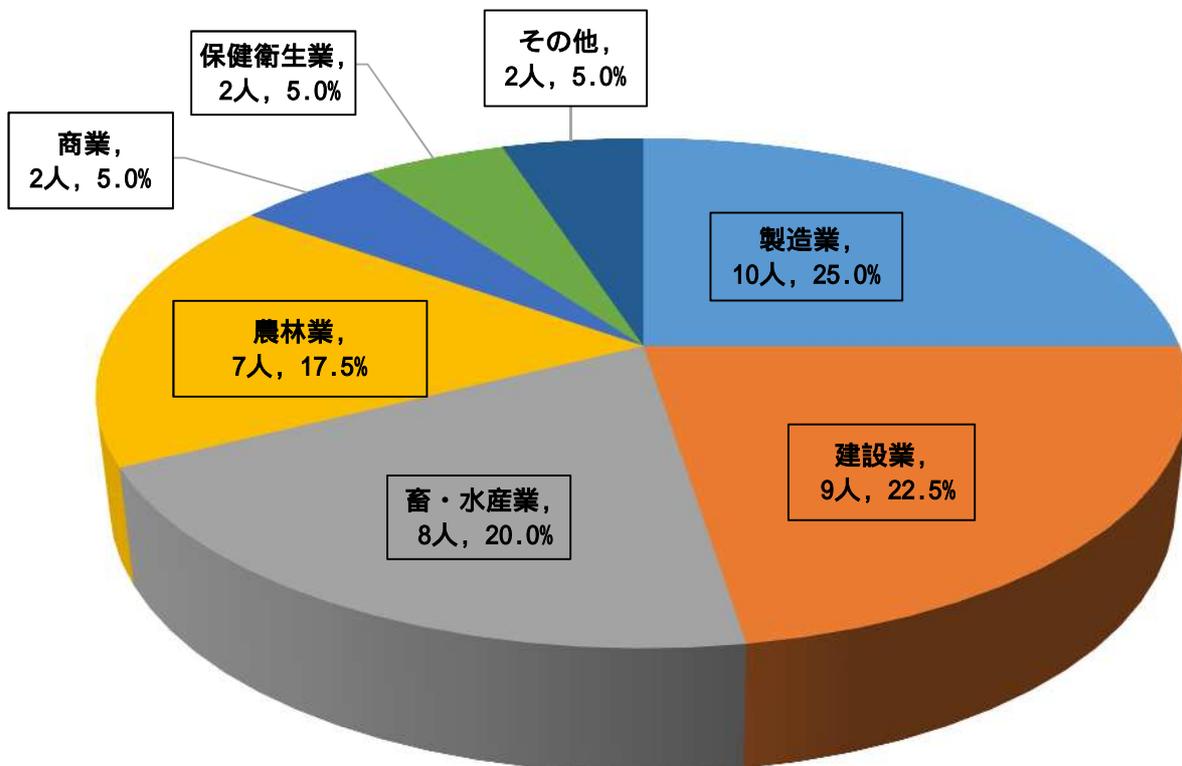
外国人労働数及び死傷者数の推移



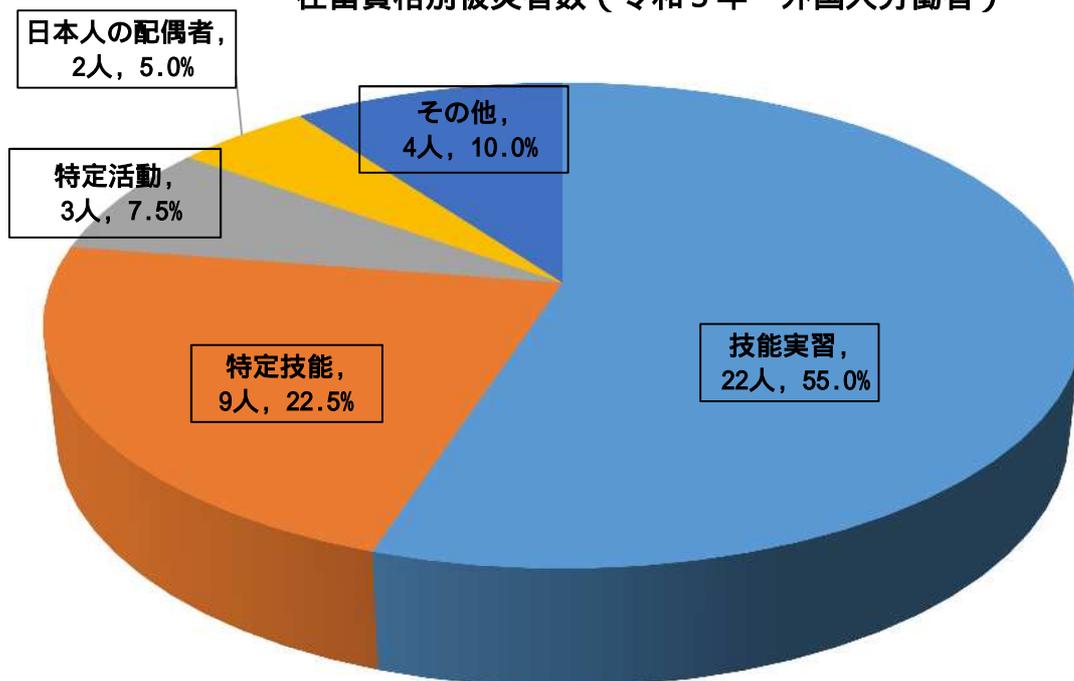
事故の型別発生件数（令和5年 外国人労働者）



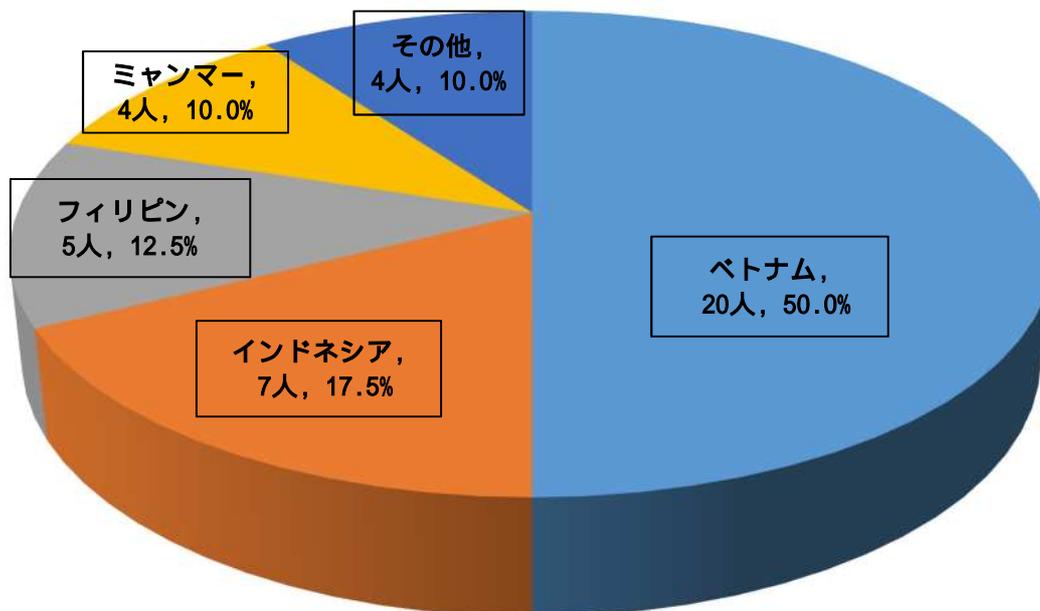
業種別災害発生件数（令和5年 外国人労働者）



在留資格別被災者数（令和5年 外国人労働者）



国籍別被災者数（令和5年 外国人労働者）



業種別・署別災害発生状況(休業4日以上)
(新型コロナウイルス感染症を除く)

宮崎労働局

統計集計日 ※上段

死亡災害：令和4年12末日現在

休業災害：令和4年12末日現在

3月末日 ※下段

死亡災害：令和5年12末日現在

休業災害：令和5年12末日現在

速報値

	合計			宮崎署			延岡署			都城署			日南署		
	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計
01 製造業	4	299	303	1	111	112	1	63	64	2	100	102		25	25
	3	303	306		131	131		62	62	2	93	95	1	17	18
01食料品		138	138		66	66		21	21		45	45		6	6
	2	132	134		67	67		18	18	1	42	43	1	5	6
04木材・木製品	1	66	67		8	8		23	23	1	24	25		11	11
		48	48		6	6		18	18		17	17		7	7
09窯業土石		17	17		1	1		7	7		5	5		4	4
		17	17		7	7		5	5		4	4		1	1
12金属製品		11	11		2	2		3	3		5	5		1	1
		17	17		6	6		3	3		8	8			
13~15機械器具	1	17	18	1	10	11		5	5		1	1		1	1
		25	25		13	13		4	4		8	8			
02 鉱業		3	3		1	1					1	1		1	1
		3	3		1	1		1	1		1	1			
03 建設業	4	211	215	1	83	84	1	48	49	2	62	64		18	18
	1	192	193		78	78	1	47	48		53	53		14	14
01土木工事	2	61	63		22	22		14	14	2	19	21		6	6
	1	62	63		20	20	1	17	18		18	18		7	7
02建築工事	2	101	103	1	45	46	1	20	21		30	30		6	6
		79	79		35	35		20	20		20	20		4	4
(02-02 木造建築)		16	16		7	7		2	2		7	7			
		18	18		7	7		3	3		5	5		3	3
04 運輸交通業	2	164	166	1	80	81	1	26	27		55	55		3	3
		135	135		62	62		22	22		48	48		3	3
03道路貨物運送	2	144	146	1	64	65	1	25	26		52	52		3	3
		125	125		57	57		21	21		45	45		2	2
05 貨物取扱業		15	15		8	8		4	4		3	3			
		4	4		2	2					2	2			
06 農林業	5	111	116		26	26	2	45	47	2	26	28	1	14	15
	3	105	108		30	30	1	31	32		30	30	2	14	16
02林業	5	80	85		12	12	2	43	45	2	11	13	1	14	15
	3	64	67		12	12	1	28	29		10	10	2	14	16
07 畜産・水産業		61	61		14	14		10	10		28	28		9	9
	1	60	61	1	10	11		13	13		30	30		7	7
08 商業	2	219	221	1	106	107	1	40	41		63	63		10	10
	2	206	208	2	102	104		39	39		51	51		14	14
02小売		163	163		84	84		31	31		39	39		9	9
	2	153	155	2	72	74		36	36		34	34		11	11
09 金融・広告業		15	15		8	8		3	3		3	3		1	1
	1	6	7		3	3				1	3	4			
10 映画・演劇業		1	1								1	1			
11 通信業		19	19		8	8		3	3		6	6		2	2
		8	8		2	2		2	2		2	2		2	2
12 教育・研究業		15	15		12	12		2	2					1	1
		12	12		8	8		1	1		2	2		1	1
13 保健衛生業		241	241		110	110		55	55		55	55		21	21
		238	238		111	111		44	44		67	67		16	16
02社会福祉施設		170	170		78	78		37	37		40	40		15	15
		173	173		83	83		33	33		48	48		9	9
14 接客娯楽業		94	94		51	51		25	25		14	14		4	4
		97	97		48	48		23	23		24	24		2	2
02飲食店		49	49		25	25		13	13		9	9		2	2
		51	51		23	23		12	12		14	14		2	2
15 清掃・と畜業		71	71		43	43		13	13		15	15			
	1	54	55	1	32	33		7	7		13	13		2	2
(01-01 ビルメン)		42	42		32	32		5	5		5	5			
		32	32		18	18		4	4		8	8		2	2
16 官公署															
17 その他の事業		59	59		26	26		13	13		18	18		2	2
	1	72	73		42	42		9	9	1	17	18		4	4
合計	17	1598	1615	4	687	691	6	350	356	6	450	456	1	111	112
	13	1495	1508	4	662	666	2	301	303	4	436	440	3	96	99

資料出所：労働者死傷病報告

令和5年 死亡災害発生状況一覧表

宮崎労働局
令和5年12月28日現在

番号	災害発生日	事故の型	起因物	業種	性別	年齢	経験期間	災害の概要
1	1月	飛来、落下	フォークリフト	食料品製造業	男	50代	20年	フォークリフトを使用して原材料の入ったステンレス製タンクを運搬していたところ、このタンクがフォークから外れて落下し、フォークリフトの付近にいた被災者に激突した。
2	3月	墜落、転落	階段、棧橋	その他の事業	男	70代	6年	夜間の警備業務に従事していた被災者が階段下で横向きに倒れているのを、早朝に出勤した職員が発見した。被災者は意識があり、病院に搬送されたが、10日後に死亡した。
3	5月	はさまれ・巻き込まれ	射出成型機	その他の製造業	男	50代	7年	牛の飼料を固める機械の下部ラムと金型移送用レールのストッパーとの間に、被災者が頭部を挟まれた状態で、通りかかった他の作業員に見つかった。
4	6月	崩壊・倒壊	地山、岩石	土木工事業	男	60代	6年	災害復旧工事現場において、被災者がドラグショベルを運転して、法面下の床掘作業等を行っていたところ、法面が崩落し、被災者が土砂に埋もれ、死亡した。
5	7月	はさまれ・巻き込まれ	その他の乗物	食料品製造業	男	10代	4月	沖合にある生け簀で作業を行うため、被災者は、船のヘリに座った状態から生け簀の端（鉄製の歩み板）に乗り移ろうとしたところ、強風による高波で船があおられたため、脚部から海面に墜落し、体が生け簀上部の鉄柱部と船に挟まれ、死亡した。
6	9月	墜落、転落	移動式クレーン	清掃・と畜業	男	60代	1年	被災者が昨日から帰宅しないと親族から事業場へ連絡があり、担当者が事業場内を捜索したところ、小型移動式クレーンの運転席で頭部から血を流し倒れている被災者を見つけた。被災者は、災害前日、当該クレーン荷台の積荷の荷卸し作業があり、同僚は、当該クレーンの後方で倒れ、自立した被災者を目撃していた。
7	9月	墜落、転落	整地・運搬・積み込み用機械	畜産業	男	40代	3月	私道の路肩から約2m下で仰向けに倒れていたトラクター・ショベルの下敷きになっている被災者を同僚が発見した。被災者は、災害当日、トラクター・ショベルで道路を整地するよう指示を受けていたが、資格を有していなかった。
8	9月	交通事故	バイク	小売業	男	60代	1年	配達用の新聞を積んだ原動機付き自転車に乗り、町道を走行していたところ、鹿と衝突した。
9	10月	交通事故	バイク	金融業	女	50代	5年	スーパーの駐車場で、被災者は、原動機付き自転車を運転し、店の出入口付近に向かっていたところ、駐車場に入ってきた乗用車に衝突された。
10	10月	交通事故	乗用車	小売業	男	40代	16年	被災者は、道路脇に設置されている自動販売機に製品を補充する作業等を行っていたところ、軽自動車にはねられた。

令和5年 死亡災害発生状況一覧表

宮崎労働局
令和5年12月28日現在

番号	災害発生月	事故の型	起因物	業種	性別	年齢	経験期間	災害の概要
11	11月	墜落、転落	伐木等機械	林業	男	60代	40年	チェーンソーで受口、追口を作った立木を被災者は、木材グラップル機を運転し、つかみ具で押し倒す作業を行っていたところ、木材グラップル機が路肩から転落し、その途中で被災者は、キャビンの外に投げ出された。
12	11月	激突され	立木等	林業	男	50代	3年	斜面で立木の伐倒作業を行った被災者は、斜面上方の林道からスイングヤーダのアームを伸ばし被災者が伐倒した伐倒木を掴んで集材するオペレーターと無線で会話をした。集材後、付近の立木に引っ掛かった状態で倒れている被災者をオペレーターが発見した。
13	12月	墜落、転落	伐木機械等	林業	男	40代	4年	同僚が横転したグラップルの近くで倒れている被災者を見つけた。災害発生前、被災者は、発見された位置から約30m離れた斜面上部でグラップルを運転し、伐倒木を集材していた。



宮崎労働局 第14次 労働災害防止推進計画

2023年度～2027年度
(令和5年度～9年度)



計画が目指す社会

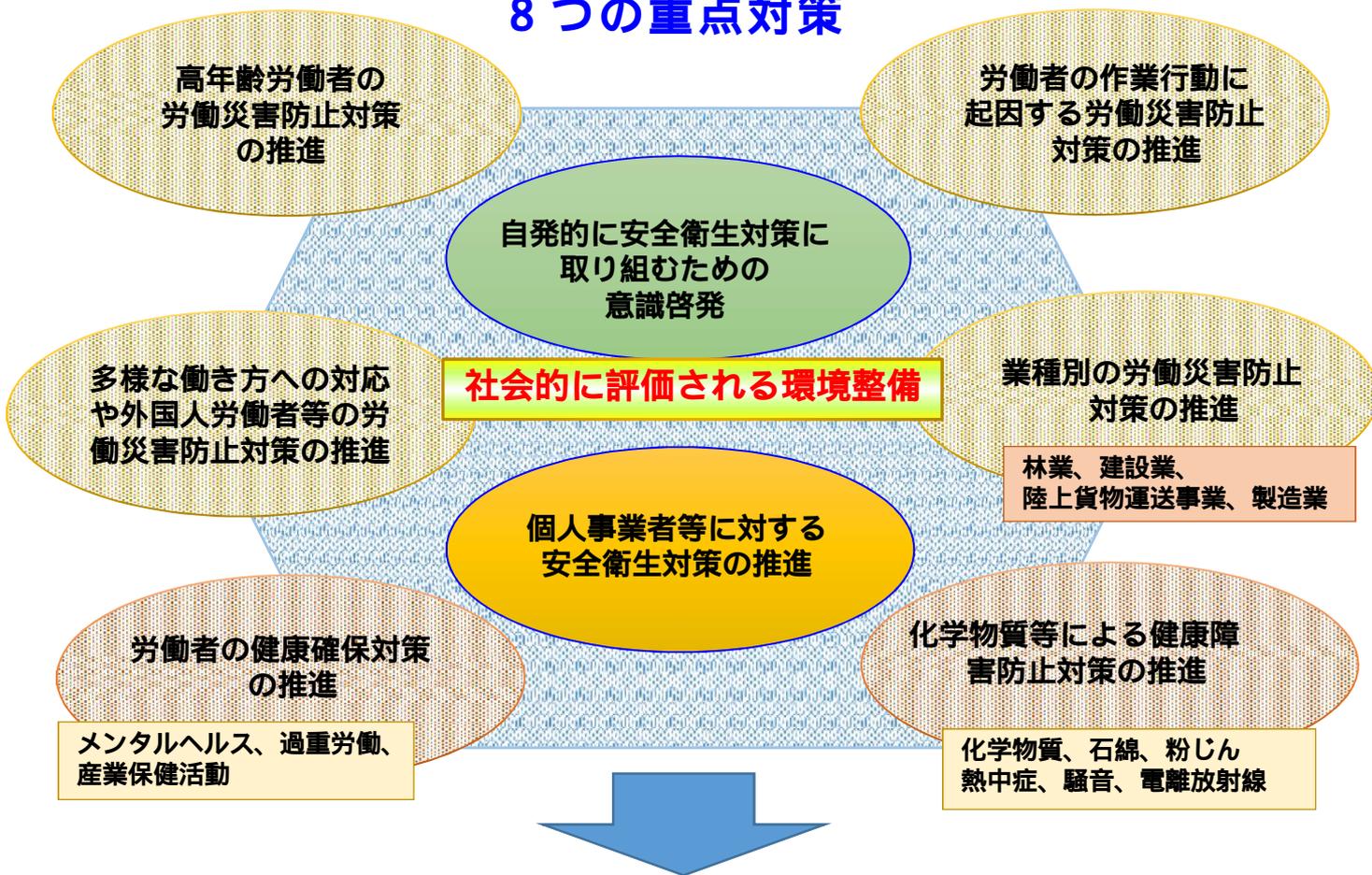
労働災害を少しでも減らし、
労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要です。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や、事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められます。

労働者の安全衛生対策は事業者の責務であることを前提としつつも、労働者の安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保の更なる促進を図ることに取り組んでいきます。

そして、労働者の安全と健康が確保されていることを前提として、多様な形態で働く一人一人が潜在力を十分に発揮できる社会の実現を目指します。

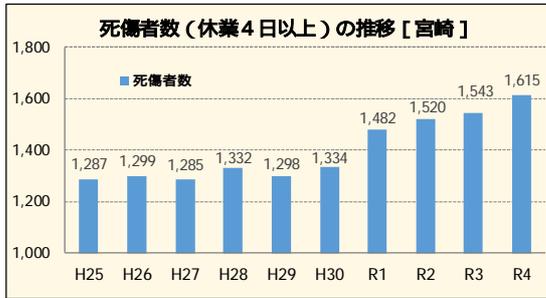
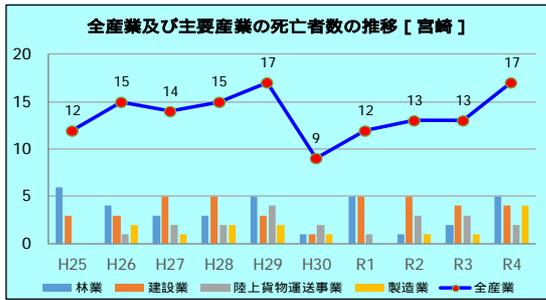
8つの重点対策



死亡災害：2027年度までに30%以上減少

死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少

第13次労働災害防止推進計画の取組み結果 (新型コロナウイルス感染症へのり患を除く)



アウトプット指標 アウトカム指標

(ア) 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を20%以上増加させる。
- ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を増加させる。等
- ・転倒の年齢層別死傷年千人率を男女ともその増加に歯止めをかける。
- ・社会福祉施設の腰痛の死傷年千人率を減少させる。等

(イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- 「エイジフレンドリーガイドライン(高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)」に基づく取組を実施する事業場の割合を20%以上増加させる。
- 60歳代以上の死傷年千人率を男女ともその増加に歯止めをかける。

(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- 母国語による視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を10%以上増加させる。
- 外国人労働者の死傷年千人率を増加させない(全体平均以下を維持する)。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を20%以上増加させる。
- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を85%以上とする。
- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を45%以上とする。
- ・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を60%以上とする。
- ・陸上貨物運送事業における死傷者数を5%以上減少させる。
- ・建設業における死亡者数を25%以上減少させる。
- ・製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を5%以上減少させる。
- ・林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、40%以上減少させる。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・企業における年次有給休暇の取得率を70%以上とする。
- ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を15%以上とする。
- ・各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を20%以上増加させる。等
- ・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。等

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・労働安全衛生法に基づくラベル表示・安全データシート(以下「SDS」という。)の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を80%以上とする。
- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を増加させる。等
- ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害の件数を第13次労働災害防止推進計画期間と比較して、5%以上減少させる。
- ・増加が見込まれる熱中症による死亡者数を第13次労働災害防止推進計画期間以下とする。

注釈) 「アウトプット指標」: 本計画重点事項の進捗状況の把握を行うための指標
「アウトカム指標」: 本計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標

中小企業事業者の皆さまへ

令和6年度(2024年度)版

「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

この補助金は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会(以下「コンサルタント会」という。)が補助事業の実施事業者(補助事業者)となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

- 高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

補助金申請受付期間 令和6年5月7日～令和6年10月31日

	高齢労働者の労働災害防止対策コース	転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	コラボヘルスコース
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> 労災保険に加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を実施していること 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること 高齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用している 対象の高齢労働者が補助対象に係る業務に就いている 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者を常時1名以上雇用している(年齢制限なし) 	
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> 1年以上事業を実施している事業場において、高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費(機器の購入・工事の施工等) 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費
補上助限率額	補助率：1/2 上限額：100万円 (消費税を除く)	補助率：3/4 上限額：30万円 (消費税を除く)	

注意事項

- ・複数コース併せての上限額は100万円です。
- ・複数コースでの申請の場合は、希望コースをまとめて申請してください。
- ・この補助金は「事業場規模」「高齢労働者の雇用状況」「対策・取組の内容」等を審査の上、交付を決定します。
- ・全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

【参考】対象となる中小企業事業者の範囲

業種		常時使用する労働者数 ¹	資本金又は出資の総額 ¹
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉(2)、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

- 60歳以上の高齢労働者が安全に働けるよう、身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策を補助対象とします。

具体的には、次のような労働災害防止対策が対象となります

(ア) 転倒・墜落災害防止対策

- 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策(作業場所の床や通路の段差解消)(1)
- 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策(水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入)
- 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装置の導入
- 階段の踏み面への滑り防止対策
- 階段への手すりの設置(1)
- 高所作業台の導入(自走式は含まず。床面から2m未満の物)

水場における防滑性能の高い床材等の導入



従業員通路への凍結防止装置の導入



転倒防止対策リーフレット



労働者の転倒災害(業務中の転倒による重傷)を防止しましょう

(URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf>)

(イ) 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策(腰痛予防対策)

- 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- 重量物搬送機器・リフトの導入(乗用タイプは含まず)
- 重筋作業を補助するパワーアシストスーツの導入
- 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- 介護職員の身体負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)の修得のための教育の実施

移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入



(ウ) 暑熱な環境による労働災害防止対策(熱中症防止対策)

- 熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場(2)における休憩施設の整備
- (2)労働安全衛生規則第587条に規定する暑熱に対する作業環境測定を行うべき屋内作業場が対象
- 体温を下げるための機能のある服の導入
- 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器(ウェアラブルデバイス)による健康管理システムの導入(初期導入費用のみ パソコンの購入は対象外)

体温を下げるための機能のある服の導入



(エ) その他の高齢労働者の労働災害防止対策(交通災害防止対策)

- 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

労働者ごとに費用が生じる対策(高所作業台の導入、重量物搬送機器・リフト、パワーアシストスーツ、体温を下げるための機能のある服等)については、対策に関わる人数分に限り補助対象とします。

- 労働者の身体機能低下による「転倒」や「腰痛」の行動災害を防止するため、身体機能維持改善のための専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する費用を補助対象とします。

・専門家とは・・・医師、理学療法士、健康運動指導士、労働安全・衛生コンサルタント、アスレティックトレーナー等

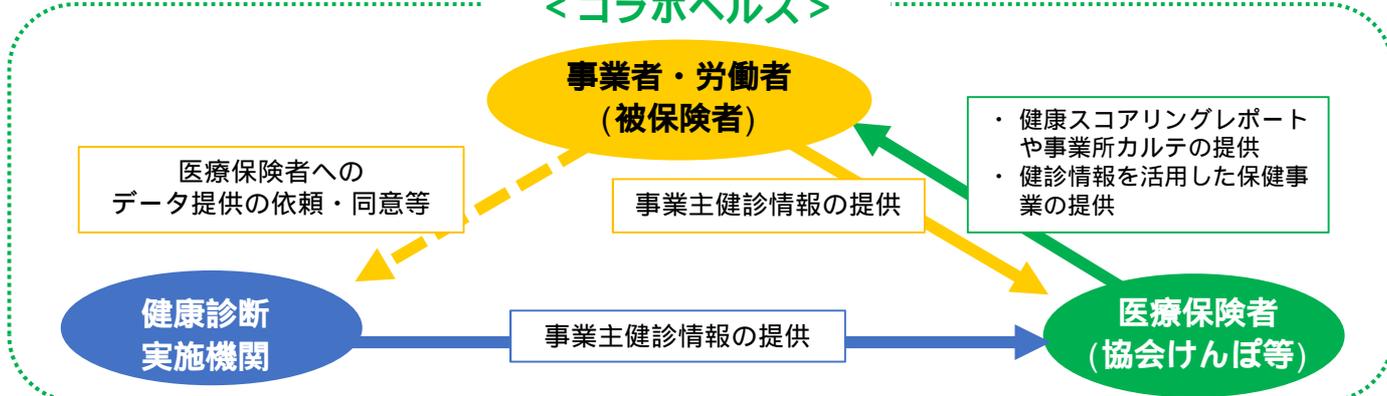
「転倒防止」・「腰痛予防」のための
身体機能のチェック及び運動指導等の実施が対象となります

転倒防止、腰痛予防の運動指導等に限り(オンライン開催等も含む)
物品の購入はできません
転倒防止、腰痛予防以外の運動指導は、当コースでは補助対象外です
(メタボリックシンドローム対策等の運動指導はコラボヘルスコースの活用をご検討ください)



「コラボヘルス」とは、医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者に対する健康づくりを効果的・効率的に実行することです。

<コラボヘルス>



- 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用した、労働者の健康保持増進のための取組に要する費用を補助対象とします。

事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提です

具体的には、次のような取組が対象となります

健康教育、研修等

健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等（オンライン開催、eラーニング等も含む）
産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの

システムの導入

健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスを推進するためのシステムの導入
初期導入費用のみ
パソコンの購入は対象外

栄養・保健指導

栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置（健康診断、歯科健康診断、身体機能のチェックの費用は除く）

物品の購入はできません
事業所カルテや健康スコアリングレポートが保険者側の事情により保険者から提供されない場合は、エイジフレンドリー補助金Q & Aをご確認ください



申請に当たっての注意事項（申請方法等は次頁をご確認ください）

この補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の交付条件等を確認の上で申請してください。

（注）申請内容等の確認のため、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会が実地調査を行うことがあります。エイジフレンドリー補助金の補助対象となる対策に対して、別途補助金（助成金を含む）が交付されている場合（もしくは交付される予定がある場合）は、エイジフレンドリー補助金を利用できません。

偽り、その他不正の手段によって補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求められます。

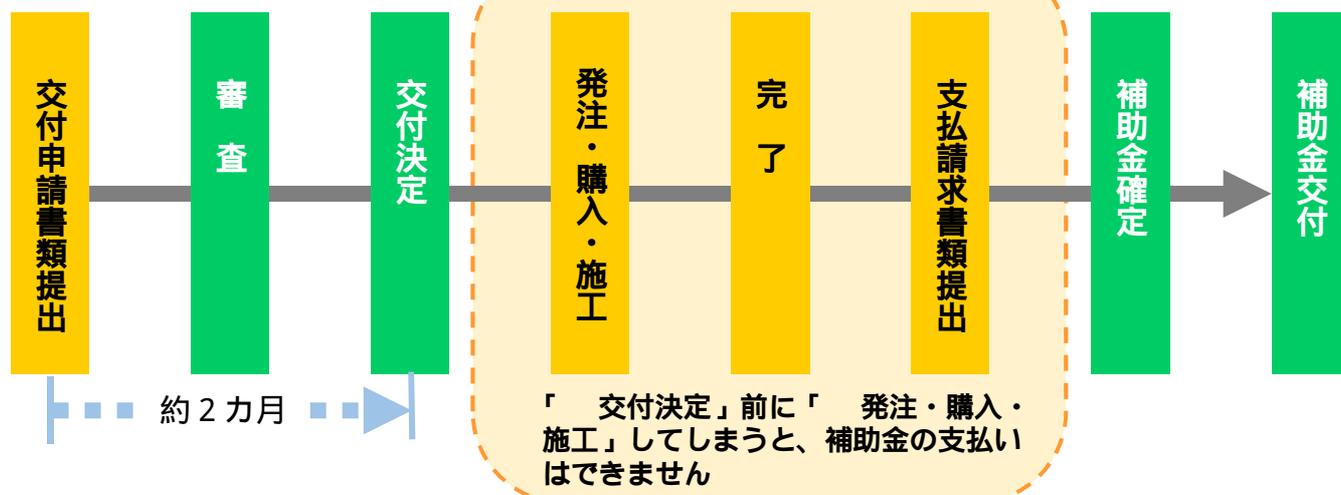
交付決定を受けられなかった事業者は、申請期間中であれば異なる対策での申請が可能です（10月申請分除く）。
なお、不交付決定（不採択）がなされた対策での再度申請はできませんのでご注意ください。

【財産を処分する場合の承認申請（必要な場合に手続きしてください）】

補助金を受けた機器等のうち50万円以上の物について、補助を受けた年度終了後5年以内に、事業の廃止等に伴い、譲渡または廃棄する場合は、承認手続きを行ってください。

補助金申請の流れ

は事業者が実施します。 は事務センターが実施します。



申請書類提出から 交付決定まで概ね2カ月を要します。十分な時間の余裕をもって申請してください。

「 交付申請書類」「 支払請求書類」はエイジフレンドリー補助金事務センターのホームページからダウンロードしてください（申請書類の郵送やメール送付は行っておりません）
対象となる対策の具体例、補助の対象とならないもの等、詳細についてはホームページ内にあるQ & Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」を活用しましょう
エイジフレンドリーガイドライン <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000815416.pdf>



交付申請書類受付期間

令和6年5月7日～令和6年10月31日（当日消印有効）

支払請求書類受付期限

令和7年1月31日（当日消印有効）

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」
（ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>）

関係書類送付先	〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階 エイジフレンドリー補助金事務センター	
	交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください 関係書類は郵送または宅配便のみでの受付となります（メールでの申請はできません） 封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では送付しないでください	
お問合せ先	申請担当	支払担当
	電話：03（6381）7507 FAX：03（6381）7508	電話：03（6809）4085 FAX：03（6809）4086
受付時間	平日10：00～12：00/13：00～16：00 （土日祝休み、平日12：00～13：00は電話に出ることができません） < 8月13日～8月16日（夏季休暇）、12月30日～1月3日（年末年始）を除く >	